

群馬県特別支援教育推進計画 (第3期)

障害のあるなしにかかわらず
誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う
共生社会の実現に向けて

群馬県教育委員会

目次

第1章 第3期群馬県特別支援教育推進計画の基本的な考え方

1	第3期群馬県特別支援教育推進計画策定の背景	1
2	第2期計画における取組状況と主な成果	1
3	計画の性格	3
4	計画の理念及び基本目標	5
5	計画の実施	9

第2章 一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実（基本施策Ⅰ）

1	全ての学校園 ¹ における個別の指導計画等を活用した指導・支援の充実<施策の柱1>	
(1)	特別な支援を必要とする幼児児童生徒への個別の指導計画を活用した指導・支援の充実【取組1】	14
(2)	個別の教育支援計画等を活用した「円滑な学びの場の接続」の推進【取組2】	14
2	就学前からの特別支援教育の推進 <施策の柱2>	
(1)	幼稚園等 ² における特別な支援を必要とする幼児への支援の充実【取組3】	16
(2)	関係機関との連携による早期からの相談・支援の充実【取組4】	16
3	小中学校等 ³ における特別支援教育の充実 <施策の柱3>	
(1)	通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実【取組5】	18
(2)	「通級による指導」における指導・支援の充実【取組6】	19
(3)	特別支援学級における指導・支援の充実【取組7】	20
4	高等学校等 ⁴ における特別支援教育の充実 <施策の柱4>	
(1)	特別な支援を必要とする生徒への指導・支援の充実【取組8】	23
(2)	「通級による指導」における指導・支援の充実【取組9】	23
5	特別支援学校における教育の充実 <施策の柱5>	
(1)	社会に開かれた教育課程の実現【取組10】	26
(2)	障害の種類や状態等に応じた指導・支援の充実【取組11】	26

第3章 社会状況の変化に対応する特別支援教育の推進（基本施策Ⅱ）

1	少子化、多様化する社会を見据えた特別支援学校の特色ある学校づくりの推進 <施策の柱6>	
(1)	少子化、多様なニーズに応える特色ある教育活動の推進【取組12】	33
(2)	地域や関係機関等との協働による学校運営支援体制の推進【取組13】	34
(3)	県立特別支援学校の適切な規模・配置及び施設整備【取組14】	34
(4)	生徒の減少と高等学校段階の障害のある生徒の進路の多様化を踏まえた特別支援学校と高等学校等の学びの相互連携の推進【取組15】	36

2 県立特別支援学校における教育環境のデジタル化の推進 <施策の柱 7>	
(1) ICT を活用した指導・支援の充実【取組 16】	38
(2) デジタル化による校務の効率化の推進【取組 17】	38
3 自立して主体的に生きるための力を育む教育の充実 <施策の柱 8>	
(1) 障害のある幼児児童生徒の健全育成の推進【取組 18】	40
(2) 障害のある幼児児童生徒の健康・安全教育の推進【取組 19】	41
4 地域社会に参加する意欲と豊かな心を育むキャリア教育、交流及び共同学習、生涯学習へ向けた取組の推進 <施策の柱 9>	
(1) 地域における将来の自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実【取組 20】	44
(2) 互いに豊かな心を育み、多様性への理解を図る交流及び共同学習の推進【取組 21】	44
(3) 障害のある幼児児童生徒の生涯学習への意欲を高める教育の充実【取組 22】	45

第4章 特別支援教育を推進する支援体制の整備（基本施策Ⅲ）

1 関係機関、専門家等との連携強化による切れ目ない支援体制の充実 <施策の柱 10>	
(1) 医療、福祉、保健、労働等の関係機関との切れ目ない連携による相談・支援体制の充実【取組 23】	48
(2) 早期からの専門家を活用した相談・支援体制の充実【取組 24】	49
(3) 幼小中高校 ⁵ への専門家による支援体制の充実【取組 25】	50
(4) 特別支援学校への専門家による支援体制の充実【取組 26】	51
(5) 学校園における円滑な学びの場の接続の推進【取組 27】	52
2 専門性の高い人材の確保と育成<施策の柱 11>	
(1) 質の高い人材の確保と育成【取組 28】	54
(2) 専門性向上に向けた研修の充実【取組 29】	54

第5章 特別支援教育への理解促進（基本施策Ⅳ）

1 共生社会の実現に向けた特別支援教育への理解促進 <施策の柱 12>	
(1) 障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加への理解の促進【取組 30】	58
(2) 障害者差別解消法や群馬県手話言語条例を踏まえた取組の充実【取組 31】	59

1. 学校園は、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校・中学校（義務教育学校含む。）、高等学校（中等教育学校含む。）、特別支援学校をまとめて示す際の標記。
2. 幼稚園等は、幼稚園、認定こども園、保育所のこと。
3. 小中学校等は、小学校・中学校・義務教育学校のこと。
4. 高等学校等は、高等学校・中等教育学校のこと。
5. 幼小中高校は、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校・中学校（義務教育学校含む。）、高等学校（中等教育学校含む。）のこと。

第 1 章 第 3 期群馬県特別支援教育推進計画 の基本的な考え方

1 第 3 期群馬県特別支援教育推進計画策定の背景

群馬県教育委員会では、平成 19 年 4 月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られたことを踏まえ、「群馬県特別支援教育推進方針」（平成 20 年 3 月）、「群馬県特別支援教育推進計画（第 1 期）」（平成 25 年 3 月）、「第 2 期群馬県特別支援教育推進計画」（平成 30 年 3 月）を策定し、共生社会の実現に向け、学校園において特別支援教育の推進を図ってきました。

この間、県内を 4 つのエリアに分け、特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用して幼小中学校における特別支援教育の取組を支援する「特別支援教育エリアサポート事業」や、特別支援学校における「職業自立推進事業」、「医療的ケア支援事業」、高等学校等における通級による指導等に取り組むなど、学びの場の充実が進みました。また、急速な少子化や情報技術社会の進展は、教育の在り方を大きく変化させました。障害のある幼児児童生徒を取り巻く状況も大きく変化し、インクルーシブな教育への理解の高まりや仕組みの変更、医療的ケア児とその保護者への支援、障害の状態等に応じた ICT 活用等、今後も教育的ニーズの高まりと多様化が進むと予想されます。

こうした背景を踏まえ、群馬県教育委員会では、令和 5 年度以降の新たな 5 年間の方向性と具体的な取組を示すため、「第 3 期群馬県特別支援教育推進計画」を策定しました。

本推進計画を着実に推進することにより、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育のさらなる充実を図り、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来の自立と社会参加を目指すとともに、共生社会の実現に向け、各施策に取り組みます。

2 第 2 期計画における取組状況と主な成果

第 2 期計画（平成 30 年 3 月策定）では、それぞれの学びの場における特別支援教育の推進を図ることを重点に、「特別支援学校における教育の充実」「小・中学校における特別支援教育の取組促進」「高等学校等における特別支援教育の取組促進」「就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備」として整理しました。また、特別支援教育の充実に係る環境整備を「専門性の高い人材育成」「特別支援学校の配置及び整備」「特別支援教育の理解・啓発」として整理しました。主な取組状況は以下のとおりです。

(1) それぞれの学びの場における特別支援教育の充実

ア 小・中学校、高等学校等サポート事業

県内を中部、西部、利根・吾妻、東部の 4 つのエリアに区分し、エリア内に設置された県立特別支援学校の専門アドバイザーや各教育事務所に配置された特別支

援教育専門相談員が連携し、全ての幼小中高校を対象にその要請に応じて相談・支援を行っています。また、高等学校等については、エリア内の高等特別支援学校の専門アドバイザーが支援を行っています。

相談件数

	平成 30 年度	令和 3 年度
相談件数	9,896 件	8,183 件

イ 特別支援学校医療的ケア支援事業の充実

たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が、安全・安心に学ぶことができる学習環境を保障するため、訪問看護事業や医師派遣事業を行っています。

医療的ケア対象校等

	平成 30 年度	令和 3 年度
対象校数	11 校	15 校
対象者 (A)	74 人	93 人
派遣看護師数 (B)	25 人	30 人
看護師一人あたりの対象者 (割合 A / B)	2.96 人	3.1 人

ウ 職業自立支援事業の推進

特別支援学校高等部生徒（高等特別支援学校を含む。）の一般就労を拡大するため、「就労支援員」の配置、就業体験実習の充実、職業教育の充実に取り組んでいます。

就労支援員及び一般就労率

	平成 30 年度	令和 3 年度
就労支援員数	5 人	7 人
一般就労率	31.2%	35.7%

(2) 特別支援教育を充実する環境整備

ア 市立特別支援学校の県立移管

一人一人に応じた指導・支援の継続、地域の特別支援教育のセンターとしての役割、教職員の人事交流の推進等を踏まえ、県立移管を図っています。

第 2 期計画期間中における県立移管校

令和 2 年度	太田市立太田養護学校を県立移管 令和 2 年 4 月 1 日 県立太田特別支援学校開校
---------	--

イ 高等学校等における通級による指導

平成 30 年度より高等学校等における通級による指導を開始しました。通級による指導を希望する生徒の増加に応じ、設置校及び拠点校の拡充を図っています。

各年度に設置した設置校・拠点校

年度	設置校（拠点校）
平成 30 年度	県立前橋高等学校（県立前橋高等特別支援学校） 県立高崎高等学校（県立高崎高等特別支援学校）
令和元年度	県立前橋高等学校（県立前橋高等特別支援学校） 県立高崎高等学校（県立高崎高等特別支援学校） 県立太田女子高等学校（県立太田高等特別支援学校）
令和 2 年度	県立前橋高等学校（県立前橋高等特別支援学校） 県立高崎高等学校（県立高崎高等特別支援学校） 県立太田女子高等学校（県立太田高等特別支援学校） 県立高崎女子高等学校（県立高崎高等特別支援学校）
令和 3 年度	県立前橋高等学校（県立前橋高等特別支援学校） 県立高崎高等学校（県立高崎高等特別支援学校） 県立太田女子高等学校（県立太田高等特別支援学校） 県立高崎女子高等学校（県立高崎高等特別支援学校） 県立前橋女子高等学校（県立前橋高等特別支援学校） 県立沼田高等学校（県立沼田特別支援学校）
令和 4 年度	県立前橋高等学校（県立前橋高等特別支援学校） 県立高崎高等学校（県立高崎高等特別支援学校） 県立太田女子高等学校（県立太田高等特別支援学校） 県立高崎女子高等学校（県立高崎高等特別支援学校） 県立前橋女子高等学校（県立前橋高等特別支援学校） 県立沼田高等学校（県立沼田特別支援学校） 県立前橋南高等学校（県立聾学校） 県立桐生高等学校（県立太田高等特別支援学校）

(3) 第 2 期計画の評価

第 2 期計画で掲げた「基本目標」（5 項目）に係る目標の達成状況について、幼稚園長、学校長、PTA 会長、市町村教育委員会担当課長等の 56 人を対象（回収率 100%）に調査しました。調査項目（20 項目）の内訳は、①「多様な学びの場における充実した指導及び支援の実現」（5 項目）、②「各学校に対する充実した支援の実現」（4 項目）、③「発達段階や学校段階を通じた切れ目ない支援の実現」（3 項目）、④「全ての教員の特別支援教育に関する専門性向上の実現」（4 項目）、⑤「共に生き、共に学ぶ環境の充実」（4 項目）です。これらの調査項目に対する施策の達成状況については、平均 3.57 の値（5 段階評価）でした。こうした結果から、第 3 期計画の策定に当たっては、第 2 期計画で掲げてきた項目について、それぞれの意図を継承しつつ、状況の変化と現状の課題に対応するよう、第 3 期計画の「施策の柱」（12 項目）及び「取組」（31 項目）に反映することとしました。

3 計画の性格

(1) 第 3 期計画策定の必要性

第 2 期計画に基づく施策の展開により、特別支援学校の整備や指導内容の充実など、本県の特別支援教育は進展しました。一方で、幼小中高校における発達障害のある幼児児童生徒の増加や教育的ニーズの多様化が進んでいます。そのため、特別支援学校のセ

ンターの機能の充実や教員の専門性向上など、更なる充実に向けた取組をより一層計画的に推進する必要があります。

また、学習指導要領の改訂及び実施、GIGA スクール構想の進展、新型コロナウイルス感染症拡大の影響、医ケア児等支援法の施行、特別支援学校設置基準の施行など、障害のある幼児児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しています。

共生社会の実現には、第2期計画の理念や取組を進展させ、今後も社会状況等の変化に適切かつ積極的に対応した特別支援教育を推進する必要があることから、第3期計画を策定し、障害のある幼児児童生徒に限らず、学習上又は生活上に困難を抱える全ての幼児児童生徒の将来の自立と社会参加を見据えて、一人一人の能力と可能性を最大限伸長する教育を推進していきます。

(2) 策定の趣旨

本計画は、第2期計画の基本的な考え方を継承しつつ、社会状況等の更なる変化や新たな課題に適切に対応するため、全県的な視点から、総合的に特別支援教育を展開し、これからの特別支援教育の推進に係る方向性と具体的な取組について示す基本的な計画として策定します。なお、本計画は「新・群馬県総合計画」（令和3年1月）、「第3期群馬県教育振興基本計画」（平成31年3月）、「第2期群馬県教育大綱」（令和3年3月）を踏まえて策定します。

(3) 計画の期間

令和5年度を初年度に、令和9年度末までの5年間とします。なお、社会状況等の変化や国の施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

(4) 策定の経緯

第3期群馬県特別支援教育推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、第3期計画に係る検討を行いました。この検討委員会は計4回開催しました。

なお、検討委員会とは別にワーキンググループを設置し、検討事項に係る課題整理や第3期計画の素案の検討を2回行いました。令和4年12月には、「県民意見提出制度による手続き（パブリックコメント）」を実施し、計画案を取りまとめました。そして、令和5年3月に開催した群馬県教育委員会会議において本計画を決定しました。

会議の開催

令和4年	5月	第1回検討委員会	令和4年12月	パブリックコメント
	8月	第2回検討委員会	令和5年	3月
	11月	第3回検討委員会		第4回検討委員会 教育委員会会議
		ワーキンググループ会議①②		

4 計画の理念及び基本目標

(1) 群馬県における特別支援教育の理念

第3期計画における特別支援教育の理念は、第1期計画からの理念を以下のとおり継承します。

特別支援教育の理念

特別支援教育を、障害のある幼児児童生徒に限らず、学習上、生活上に困難を抱える全ての幼児児童生徒を対象に、県内全ての学校園で、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育としてとらえます。

この考え方に基づいて特別支援教育を推進することは、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、全ての幼児児童生徒の教育の充実につながっていくものと考えます。

この理念の実現に当たっては、第一に、障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導・必要な支援を行います。

第二に、一対一あるいは小集団による場面での指導・支援にとどまらない、学校園における学習や生活のあらゆる場面で行う指導・支援を大切にしていきます。

第三に、幼児児童生徒にとって分かりやすい授業を実施することや、安全・安心に生活できる環境を整備することを大切にしていきます。

こうした取組をとおして、特別支援教育の充実を一層図りながら、特別支援教育の理念が関係者をはじめとして県民全体に共有されるよう努め、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指します。

(2) 計画の基本目標

ア 基本目標

障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応え、その可能性を最大限に伸ばすためには、多様な学びの場⁶の充実を図るとともに、指導の連続性や支援の継続性を確保する取組が重要です。そこで、学校園における教育活動を通じて、特別支援教育を推進する上で重要となる基本目標を以下のように定めました。

基本目標

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、障害のある幼児児童生徒に対し、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる多様な学びの場の充実に努めます。

また、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを積極的に推進し、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育を実践します。

6. 通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校を含む。

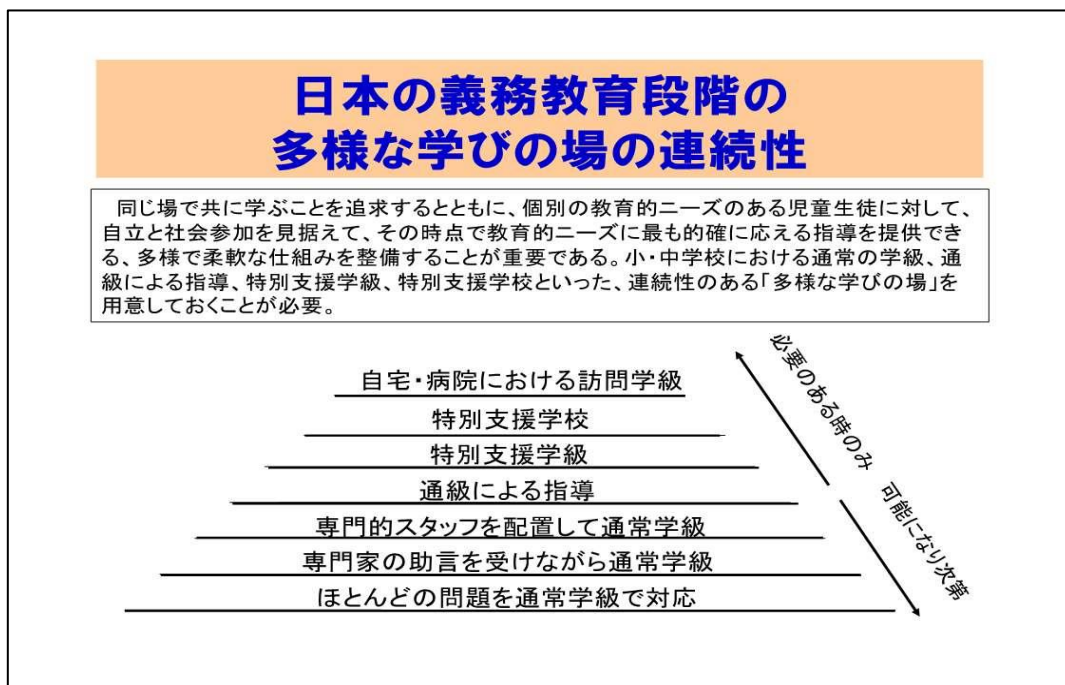
イ 基本施策

「障害者の権利に関する条約」第 24 条では「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」と規定されており、国はその趣旨を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築を目指した取組を進めてきました。

また、改正障害者基本法では「年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない（第 16 条第 1 項）」としています。

そのためには、義務教育段階において、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意し、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応え、その可能性を最大限に伸ばす指導・支援を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みと指導・支援の充実をめぐる必要があります。

こうしたことを踏まえ、第 3 期計画においても、それぞれの「学びの場」における特別支援教育の充実を図る観点から、基本施策を「Ⅰ 一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実」、「Ⅱ 社会状況の変化に対応する特別支援教育の推進」、「Ⅲ 特別支援教育を推進する支援体制の整備」、「Ⅳ 特別支援教育への理解促進」として整理しました。



日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性⁷

7. 平成 24 年 文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための教育の推進（報告）」

施策の体系

基本施策Ⅰ	一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実	施策の柱 1		
		全ての学校園における個別の指導計画等を活用した指導・支援の充実	取組 1	特別な支援を必要とする幼児児童生徒への個別の指導計画を活用した指導・支援の充実
			取組 2	個別の教育支援計画等を活用した「円滑な学びの場の接続」の推進
		施策の柱 2		
		就学前からの特別支援教育の推進	取組 3	幼稚園等における特別な支援を必要とする幼児への支援の充実
			取組 4	関係機関との連携による早期からの相談・支援の充実
		施策の柱 3		
		小中学校等における特別支援教育の充実	取組 5	通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実
			取組 6	「通級による指導」における指導・支援の充実
			取組 7	特別支援学級における指導・支援の充実
		施策の柱 4		
高等学校等における特別支援教育の充実	取組 8	特別な支援を必要とする生徒への指導・支援の充実		
	取組 9	「通級による指導」における指導・支援の充実		
施策の柱 5				
特別支援学校における教育の充実	取組 10	社会に開かれた教育課程の実現		
	取組 11	障害の種類や状態等に応じた指導・支援の充実		

施策の柱 6			
社会状況の変化に対応する特別支援教育の推進	取組 1 2	少子化、多様なニーズに応える特色ある教育活動の推進	
	取組 1 3	地域や関係機関等との協働による学校運営支援体制の推進	
	取組 1 4	県立特別支援学校の適切な規模・配置及び施設整備	
	取組 1 5	生徒の減少と高等学校段階の障害のある生徒の進路の多様化を踏まえた特別支援学校と高等学校の学びの相互連携の推進	
施策の柱 7			
基本施策Ⅱ	取組 1 6	ICTを活用した指導・支援の充実	
	取組 1 7	デジタル化による校務の効率化の推進	
施策の柱 8			
社会状況の変化に対応する特別支援教育の推進	取組 1 8	障害のある幼児児童生徒の健全育成の推進	
	取組 1 9	障害のある幼児児童生徒の健康・安全教育の推進	
施策の柱 9			
社会状況の変化に対応する特別支援教育の推進	取組 2 0	地域における将来の自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実	
	取組 2 1	互いに豊かな心を育み、多様性への理解を図る交流及び共同学習の推進	
	取組 2 2	障害のある幼児児童生徒の生涯学習への意欲を高める教育の充実	
施策の柱 10			
基本施策Ⅲ	特別支援教育を推進する支援体制の整備	取組 2 3	医療、福祉、保健、労働等の関係機関との切れ目ない連携による相談・支援体制の充実
		取組 2 4	早期からの専門家を活用した相談・支援体制の充実
		取組 2 5	幼小中高校への専門家による支援体制の充実
		取組 2 6	特別支援学校への専門家による支援体制の充実
		取組 2 7	学校園における円滑な学びの場の接続の推進
施策の柱 11			
基本施策Ⅲ	特別支援教育を推進する支援体制の整備	取組 2 8	質の高い人材の確保と育成
		取組 2 9	専門性向上に向けた研修の充実
施策の柱 12			
基本施策Ⅳ	特別支援教育への理解促進	取組 3 0	障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加への理解の促進
		取組 3 1	障害者差別解消法や群馬県手話言語条例を踏まえた取組の充実

5 計画の実施

特別支援教育の推進には、県及び各市町村が一体となった取組が必要です。県教育委員会は、これまでも国の動向を踏まえ、各市町村との適切で効果的な役割分担の下に特別支援教育の充実を図ってきており、今後とも、以下の考え方に基づき本計画を実施します。

(1) 教育委員会、学校の役割

ア 教育委員会の役割

(7) 県教育委員会

県教育委員会は、本計画に基づき、学校園における特別支援教育を充実していきます。特別支援教育を推進するための体制整備としては、特別支援学校のみならず、幼小中高校を含めた全ての教員の専門性の向上が必要であるほか、就学前から卒業後までを見据えた、医療、福祉、保健、労働等の各関係機関との連携が重要です。また、障害の有無にかかわらず、全ての幼児児童生徒が共にふれあい、共に学ぶ共生社会を実現するため、社会全体の理解促進をより一層図っていく必要があります。

こうした観点から、本計画に基づく取組を迅速かつ的確に進め、特別支援教育の一層の充実を図ります。

(4) 各市町村教育委員会

各市町村教育委員会は、本計画の趣旨や各施策の方向性を十分に踏まえ、管内の幼小中高校における特別支援教育の充実・発展に努める役割を担っていきます。例えば、発達障害等のある幼児児童生徒に、障害の状態や特性に応じた指導を行うため、適切な指導体制の確立や教育内容・指導方法の充実に努める必要があります。

また、在籍児童生徒が増加する小中学校等の特別支援学級において質の高い教育を実践していくために、特別支援学級担任の専門性向上が不可欠であり、特別支援教育担当指導主事等による学校への積極的な支援や県立特別支援学校との連携等により、指導力の向上を図っていくことが求められます。

さらに、各市町村教育委員会は、障害のある幼児児童生徒の就学先を総合的に判断し決定する役割を果たすことから、就学相談等の機能強化や保護者等への理解・啓発を図る必要があります。加えて、小中学校等に就学した障害のある児童生徒に適切な指導・支援を行うため、合理的配慮の適切な提供や、その基礎となる教育環境の充実を図ることが求められます。

イ 各学校の役割

(7) 特別支援学校

特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援を充実させ、障害のある幼児児童生徒の将来の自立や社会参加を実現する

ため、校長のリーダーシップの下、全ての教員が高い専門性を発揮できる指導体制を構築することが引き続き求められます。また、特別支援学校高等部(高等特別支援学校を含む。)における職業教育を一層充実させることや複数の障害を併せ有する幼児児童生徒への対応を充実させていくことが必要です。

また特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たす重要な役割を担っています。そのため、特別支援学校が蓄積した専門的な知識や技能を積極的に提供し、市町村教育委員会等と連携しながら地域の幼小中高校における特別支援教育の充実を支援することが求められます。さらに、交流及び共同学習を充実させるなど、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ機会を積極的に創出していくことが必要です。

(イ) 幼小中高校

幼小中高校は、発達障害等のある幼児児童生徒が在籍している状況を踏まえて、障害の種類や状態等に応じた適切な指導・支援の更なる充実を図ることが求められます。個々の幼児児童生徒への指導・支援については、合理的配慮の適切な提供と併せ、特別支援学校が担うセンター的機能を積極的に活用し、自校の実践を重ねていくことが望まれます。

また、特別支援学校との交流及び共同学習や特別支援学級と通常の学級との共同学習等を通じて、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒のふれあいや学びをより深めていくとともに、保護者や地域の人々へ共生社会の実現に向けた特別支援教育推進への理解・啓発を積極的に行っていくことが期待されます。

(2) 計画の実施

ア 時代の変化に対応できる柔軟な運用

特別支援教育の推進は、障害の有無にかかわらず全ての幼児児童生徒の学びの充実につながるものであるとの考えから、県の果たすべき役割や施策の重要性が高まっています。

本県における特別支援教育の理念や基本目標を堅持しつつ、それらを実現する取組については、時代の変化に機敏に対応するため、適切な進捗管理と不断の見直しを行いながら、柔軟かつ着実な実施に努めます。

イ 「群馬県特別支援教育総合推進事業運営会議」(以下「運営会議」という。)における検証と次年度以降の取組への反映

毎年度、運営会議の開催により、基本施策に係る目標値の達成状況及び関係する主要事業の実績を検証します。

(7) 専門部会による進捗管理

運営会議の専門部会を設け、計画の進捗状況について、専門性の高い意見交換を行い、達成状況等を評価・検証します。

(イ) 運営会議（全体会）による進捗管理

運営会議（全体会）により、計画全体の進捗状況を評価・検証するとともに、次年度以降について取組の見直しを図ります。

(ウ) 結果の公表

県ホームページへの掲載などにより、検討状況を広く県民に公表します。

ウ 理解・啓発による実効性の向上

本計画の実効性を高めるためには、教育に携わる者一人一人が、特別支援教育の理念や本計画の基本施策など、本県が目指している基本的な考え方を理解し、対応していくことが基本となります。また、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携も不可欠であり、こうした取組を推進する上では、県民の理解も欠かせません。そのため、今後も特別支援教育に対する理解・啓発に努めながら、本計画の実施に当たります。

第2章 一人一人の教育的ニーズに応える 指導・支援の充実（基本施策Ⅰ）

障害の有無にかかわらず、学習又は生活上に困難さを抱え、特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒が、その持てる力を最大限に発揮して可能性を伸ばすことができるよう、一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を学校園で推進します。また、共生社会の実現に向け、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。そのため、学校園における「学びの連続性」を確保します。

1 全ての学校園における個別の指導計画等を活用した指導・支援の充実

<施策の柱1>

- (1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への個別の指導計画を活用した指導・支援の充実【取組1】
- (2) 個別の教育支援計画等を活用した「円滑な学びの場の接続」の推進【取組2】

2 就学前からの特別支援教育の推進<施策の柱2>

- (1) 幼稚園等における特別な支援を必要とする幼児への支援の充実【取組3】
- (2) 関係機関との連携による早期からの相談・支援の充実【取組4】

3 小中学校等における特別支援教育の充実<施策の柱3>

- (1) 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実【取組5】
- (2) 「通級による指導」における指導・支援の充実【取組6】
- (3) 特別支援学級における指導・支援の充実【取組7】

4 高等学校等における特別支援教育の充実<施策の柱4>

- (1) 特別な支援を必要とする生徒への指導・支援の充実【取組8】
- (2) 「通級による指導」における指導・支援の充実【取組9】

5 特別支援学校における教育の充実<施策の柱5>

- (1) 社会に開かれた教育課程の実現【取組10】
- (2) 障害の種類や状態等に応じた指導・支援の充実【取組11】

1. 全ての学校園における個別の指導計画等を活用した指導・支援の 充実 <施策の柱1>

現状と課題

「現状」

- 障害のある幼児児童生徒の教育については、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図り、適切な指導を行うことが求められています。学校園では、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的、計画的に行っています。
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成は、小中学校等で進んできている一方で、幼稚園等、高等学校等における作成は課題で、特別な支援が必要な幼児児童生徒の全てに対して作成されるまでに至っていない現状もあります。
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成しても、有効な活用及び日常的な活用が図られていない現状も見られます。

令和3年度 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率（群馬県）

	幼稚園等	小学校等	中学校等	高等学校等
個別の教育支援計画	87.4%	91.6%	93.3%	83.3%
個別の指導計画	90.2%	94.5%	96.8%	75.6%

「課題」

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び具体的な活用方法について十分理解が進んでいない状況も見られることから、各種会議や研修等を通じてその必要性について周知を図る必要があります。
- 作成率は、学校園で計画の作成が必要と判断された幼児児童生徒に作成している割合であり、必要とする全ての幼児児童生徒に作成・活用していくことが求められます。
- 作成した計画を、積極的に校園内における教職員の共通理解、学校間、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図る必要があります。

(1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への個別の指導計画を活用した指導・支援の充実【取組1】

- ① 個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成の推進
 - 「公立幼小中学校特別支援教育コーディネーター研究協議会」や「公立高等学校等特別支援教育コーディネーター研究協議会」等において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の意義や作成、管理を含む方法等について説明するとともに、班別協議等を通じて更なる理解を深めます。
 - 「教育支援等に係る推進会議」を開催し、各市町村教育委員会に個別の教育支援計画及び個別の指導計画の意義や作成・活用について説明するとともに、協議等を通じて理解を深めます。
 - 幼小中高校に対し特別支援学校のセンター的機能を活用した県立特別支援学校の専門アドバイザーによる研修等を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を支援します。
- ② 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用の推進
 - 幼小中高校は、授業づくりや指導の実施に当たり、個別の指導計画の指導目標や指導方法、障害等に対する配慮等を意識し、指導・支援の充実を図ります。
 - 幼小中高校は、校園内委員会において個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、障害のある幼児児童生徒の実態や指導方法、評価等について共通理解し、組織的な指導・支援に努めます。
 - 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を使用して関係機関と連携を図る際は、本人や保護者とも話し合い、どのような内容をどの範囲まで伝えるかについて共通理解した上で進めるとともに、随時見直しを図りつつ、両計画に記載された個人情報の漏洩がないよう適正な管理に努めます。

(2) 個別の教育支援計画等を活用した「円滑な学びの場の接続」の推進【取組2】

- ① 個別の教育支援計画等を活用した学びのデータの引継ぎ及び連携の充実
 - 幼小中高校は、学びの連続性の視点から、個別の教育支援計画等を活用し、幼児児童生徒がそれぞれの学校段階において、どのような支援を受け、何を学び、何を身に付けてきたのかを学びのデータとして蓄積し、確実に引き継ぐなど連携を図ります。
 - 実際の引継ぎに当たっては、データの受渡しに終始するのではなく、引継ぎの場を設け個別の教育支援計画等を活用して、具体的な支援方法や支援上の留意点等を具体的に説明し、次の学びの場との共通理解を図ります。
 - 幼小中高校は、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関が開催するケース会議等において、個別の教育支援計画等を活用し、幼児児童生徒の教育的ニーズや支援目標、方法について共通理解を図り、一貫した支援に努めます。

2. 就学前からの特別支援教育の推進 <施策の柱2>

現状と課題

「現状」

- 障害のある幼児の就学前の学びや相談・支援は、特別支援学校幼稚部、幼稚園等のほか、児童発達支援センター・児童発達支援事業所・民間の療育センターなど多様な場で行われています。
- 県内公立幼稚園では、特別支援教育を推進するための園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名が進み、個に応じた指導・支援の充実に取り組んでいます。
- 幼稚園等における体制整備は進みつつある一方で、令和3年度の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率は、それぞれ、87.4%、90.2%であり、小中学校等に比べ個別の指導計画等の作成・活用が進んでいない現状があります。

幼稚園等における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率（群馬県）

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
令和3年度の作成率	87.4%	90.2%

「課題」

- 個に応じた指導の充実には、的確な実態把握に基づく組織的・計画的な指導・支援が求められることから、積極的に両計画の作成・活用に取り組む必要があります。
- 早期からの支援やきめ細かい就学相談を行うため、5歳時健診の活用など市町村の健康・福祉部局や幼稚園等と連携して障害のある幼児の状況の把握を進め、特別な支援を必要とする幼児の情報を的確に小学校等へ引継ぐなど、切れ目ない支援を行うことが大切です。
- 就学相談においては、保護者の心情に寄り添った丁寧で継続的な相談・支援を行う必要があることから、関係機関による連携をより一層密にすることが求められます。

(1) 幼稚園等における特別な支援を必要とする幼児への支援の充実 【取組3】

① 障害等に配慮した指導・支援の充実

- 特別な支援を必要とする幼児の理解や個に応じた指導・支援を充実するため、管理職を含む全ての教職員を対象とした研修を推進します。
- 管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に園内委員会やケース会議を開催し、幼児の実態や指導の状況を評価するなど、PDCA サイクルを回して指導・支援の充実を図ります。
- 県教育委員会が実施する「小・中学校、高等学校等サポート事業」で教育事務所に配置した特別支援教育専門相談員や県立特別支援学校の専門アドバイザーを活用した相談・支援や研修を積極的に推進します。

(2) 関係機関との連携による早期からの相談・支援の充実【取組4】

① 発達障害等を含む障害のある幼児の保護者への相談の充実

- 総合教育センター、市町村の発達支援センター、保健・福祉部局等の相談を実施する関係機関の連携を強化し、互いの役割を明確にするなど、相談機能の充実に努めます。
- 各市町村教育委員会と県教育委員会が連携して開催する「教育支援に係る推進会議」をとおして、教育支援に係る基本的な考え方や手続き、事例を共有するなどして、教育支援担当者の資質の向上を図り、保護者の心情に寄り添いながら、障害のある幼児の就学先について早期から継続して相談できる体制づくりを推進します。
- 切れ目ない相談・支援を進めるため、「個別の教育支援計画」や「相談支援ファイル」の作成・活用を推進します。

② 小学校等や特別支援学校との連携の充実

- 障害のある幼児が、幼稚園等から小学校等及び特別支援学校へスムーズに就学し学校生活に適応できるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等の引継ぎや情報交換の機会を設定するなど連携を強化し、学びの場の連続性を確保します。

3. 小中学校等における特別支援教育の充実 <施策の柱3>

現状と課題

「現状」

- 小中学校等では、通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒の他、通常の学級で配慮を受けながら学ぶ障害のある児童生徒が年々増加しています。
- これまで小中学校等における特別支援教育の体制整備を進め、全ての学校で校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、校内支援体制の充実が図られてきました。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に対する意識は高まり、令和4年度に文部科学省が実施した調査結果では、本県の通常学級における計画作成の必要な児童生徒に対する作成率は89%（個別の教育支援計画）、85%（個別の指導計画）となっています。

通級による指導及び通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒⁸

通級による指導を受けている 児童生徒数	平成19年度	令和2年度
	45,240人	164,697人

通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合⁹

通常学級に在籍する特別な教育的 支援を必要とする児童生徒数の割合	平成14年度	平成24年度	令和4年度
	6.3%	6.5%	8.8%

「課題」

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導・支援を充実するためには、作成した「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を効果的に活用し、学校全体で共通理解を図り、組織的・計画的な取組を行うことが必要です。
- インクルーシブ教育システム構築に向け、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に教育を受けられる学びの場の整備が求められています。障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった多様な学びの場の一層の充実・整備が必要です。
- 通常の学級においては、障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒が活躍できるよう、個に応じた指導・支援及び配慮に基づく特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりや学級経営を推進することが大切です。

8. 令和4年 文部科学省「特別支援教育に関する調査結果」

9. 令和4年 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」

(1) 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実【取組5】

- ① 全ての児童生徒が共に活躍できる特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの推進
 - 通常の学級に在籍している障害のある児童生徒は、学習上又は生活上に何らかの「困難さ」を抱えていることを認識し、校内委員会やケース会議等を通じて、障害の状態や特性等に対して配慮すべき事項、「困難さ」に対する指導上の工夫及び個に応じた様々な手立てを個別具体的に検討し、全ての教職員で共通理解の下、指導・支援に取り組みます。
 - 児童生徒の障害の状態や特性等に対する配慮や指導・支援の工夫等、一人一人を大切に特別支援教育の考え方や手法は、障害のない児童生徒にとっても受入れやすく、分かりやすい授業につながるなど、有効な支援と考えられます。平成26年度から令和2年度にかけ、障害の有無にかかわらず児童生徒一人一人が活躍できる授業づくりを目指して実践研究を行った「エリアサポートモデル校」の取組成果を広く県内に発信し、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりのより一層の推進を図ります。
- ② 障害等に配慮した指導・支援の充実
 - 障害のある児童生徒の理解や個に応じた指導・支援を充実するため、管理職を含む全ての教職員を対象とした研修を推進します。
 - 管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会やケース会議を開催し、障害のある児童生徒の実態や指導の状況を評価するなど、PDCAサイクルを回して指導・支援の充実を図ります。
 - 県教育委員会が実施する「小・中学校、高等学校等サポート事業」で教育事務所に配置した特別支援教育専門相談員や県立特別支援学校の専門アドバイザーを活用した相談・支援や研修を積極的に推進します。
- ③ 共に学び共に育つ学級経営の推進
 - 障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒が互いに多様性を尊重し、違いが新たな価値であることを認識し、共に学び合える学級づくりに向け、特別支援教育の視点を取り入れた学級経営に取り組みます。
 - 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、可能な限り共にふれあい、学び合うことができるよう、特別支援学校や特別支援学級との交流及び共同学習を組織的・計画的に実施します。
 - 特別支援学級との交流及び共同学習の実施に当たっては、校長のリーダーシップの下、学級間や学年間を中心に年間指導計画等を検討したり、個別の指導計画を活用した担任間の連携を確認したりするなど、組織的・計画的な実施に努めるとともに、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末の環境を効果的に活用した新たな交流及び共同学習にも積極的に取り組みます。

(2) 「通級による指導」における指導・支援の充実【取組6】

① 「自立活動」の指導の充実

- 通級による指導担当者の専門性の向上を図るため、「オールぐんま通級研修」等の取組を通じて、群馬大学や教育事務所、市町村教育委員会等と連携して「自立活動の指導」に係る授業研究を推進します。
- 県教育委員会が作成した、通級による指導における具体的な指導内容や指導方法に関する事例を取りまとめた「通級による指導パッケージ」を県内小中学校等に広く周知し、通級による指導担当者同士による情報共有に努めます。
- 通級による指導の効果を高めるため、個別の指導計画を活用し、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教員間の連携に努めます。

② 通級指導教室の機能強化・効率的な運営のための体制整備の推進

- 通級による指導を受ける児童生徒は、全県的に増加しており、教育的ニーズも高まっていることから、県内どこでも等しく通級による指導が受けられるよう、各市町村教育委員会と連携し、地域の実態に応じた体制整備に努めます。
- 切れ目ない通級による指導を実施するためには、中学校における通級指導教室の設置を促進する必要があります。そのため、巡回による指導等を通じ、教育事務所や各市町村教育委員会と連携し、中学校における地域を越えた新たな通級による指導の研究に取り組みます。

③ 小学校・中学校・高等学校等¹⁰における通級による指導の連携の推進

- 平成30年度から高等学校等における通級による指導が開始されたことを踏まえ、各地域の県立特別支援学校に設置した高校通級指導拠点校の通級による指導担当者と特別支援学校のセンター的機能を担う専門アドバイザーが連携し、小学校、中学校、高等学校等における通級による指導担当者との情報共有や指導内容及び方法等に関する研究に取り組み、切れ目ない支援を推進します。
- 通級による指導を受ける児童生徒が、切れ目ない支援を適切に受けることができるよう、小学校・中学校・高等学校等の間で個別の指導計画等を確実に引き継ぐ仕組みを構築します。

10. 小学校・中学校・高等学校等は、小学校・中学校（義務教育学校含む）、高等学校（中等教育学校含む。）のこと。

(3) 特別支援学級における指導・支援の充実【取組7】

① 特別支援学級における適切な教育課程の編成・実施

- 特別支援学級は、小学校及び中学校学習指導要領で示す「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、自立活動を取り入れること。」「各教科の目標や内容を下学年の教科や目標に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。」とする考え方を踏まえ、「自立活動」を教育課程に明確に位置づけ、各教科等と関連を図りながら、個に応じた指導の充実に努めます。
- 知的障害特別支援学級では、児童生徒が将来の自立と社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能の習得や学びに向かう力を身に付けられるようにすることが大切です。そのため、教科別の指導の充実に加えて、特別支援学校学習指導要領の「知的障害の児童生徒を教育する特別支援学校」の教育課程を参考にした「各教科等を合わせた指導」を取り入れるなど、個に応じた指導の充実に努めます。
- 県教育委員会では、総合教育センターや特別支援学校のセンター的機能等と連携し、特別支援学級の担任を対象とした特別支援教育に関する研修を充実させ、特別の教育課程の編成・実施や障害の状態等に応じた指導等について理解を深めるとともに、各市町村教育委員会と連携し実践研究に取り組みます。

② 指導の充実と専門性の向上

- 特別な支援を必要とする児童生徒の理解や個に応じた指導・支援を充実するため、管理職を含む全ての教職員を対象とした研修を推進します。
- 管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会やケース会議を開催し、児童生徒の実態や指導の状況を評価するなど、PDCA サイクルを回して指導の充実に努めます。
- 県教育委員会が実施する「小・中学校、高等学校等サポート事業」では、県立特別支援学校の専門アドバイザーや各教育事務所に配置した特別支援教育専門相談員を活用した相談・支援や研修を積極的に推進します。
- 特別支援学級の担任は、小中学校等で特別支援教育コーディネーターに指名される者も多く見られます。一方で、特別支援学級での指導の経験には差があることを踏まえ、県教育委員会では、経験年数やニーズに応じた階層別の研修を実施し、小中学校等における特別支援教育推進の中心的な役割を果たすことができるよう専門性の向上に努めます。

③ キャリア教育の推進及び適切な進路選択の実現に向けた進路指導の充実

- 特別支援学級では、児童生徒一人一人が、将来の自立と社会参加に必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すことが重要です。そのため、児童生徒が学びを通じて、自分の得意なことや苦手なことなど、自己に対する理解を深めるとともに、生きがいを見い出したり、困難に対処する方法を身に付けたりする取組を通じて自信を高める指導・支援に努めます。

- 障害のある児童生徒一人一人の自立の姿は異なるため、各発達段階において児童生徒本人や保護者、支援に関わる関係機関が将来の見通しや願いを引き継ぎ、共有することが大切です。そのため、特別支援学級では、個別の教育支援計画や個別の指導計画、「キャリア・パスポート」を相互に関連させ、学校間や関係機関との引継ぎを円滑に行うなど、組織的・計画的・継続的なキャリア教育の推進に努めます。
- 特別支援学級における進路指導については、小学校の段階から個別の教育支援計画を活用して本人・保護者・関係機関と将来を見通した進路先の選択について継続的に相談を重ねることが大切です。特に中学校においては、本人及び保護者が、一人一人に適した卒業後の進路先や生活について考え、望ましい選択ができるよう、高等学校等や特別支援学校高等部（高等特別支援学校を含む。）の他、福祉や就労の関係機関と連携し、正しい情報の提供と丁寧な相談に努めます。

④ 組織的・計画的な交流及び共同学習の充実

- 小中学校等において、特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒と日常的に自然な形でふれあい、学び合うことは、共生社会を実現する上で大きな意義があると考えます。このような学校づくりを進めるため、校長はリーダーシップを発揮し、学校全体でカリキュラム・マネジメントを行い、組織的・計画的な交流及び共同学習の実施体制の構築に努めます。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒は、障害の状態や発達段階等により、学びの内容や必要な配慮等が異なります。そのため、交流及び共同学習の実施に当たっては、教科の指導や自立活動の指導など、障害の状態等に応じて特別支援学級で学ぶ時間を適切に確保しながら、通常の学級において共に学ぶ目的や必要性を十分検討した上で、年間指導計画等に位置付けて組織的・計画的に実施します。
- 通常の学級との交流及び共同学習の実施に当たっては、学習内容や教室等の環境、ICT など障害による困難さを補うための補助手段の活用等、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶ上で必要な配慮について、担任間で確認し、連携して指導・支援に取り組みます。

4. 高等学校等における特別支援教育の充実 <施策の柱4>

現状と課題

「現状」

- 高等学校等では、通級による指導を受ける生徒が増えるなど、発達障害等のある生徒が年々増加しています。こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、全ての高等学校等で校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名を進めてきました。
- 県教育委員会では、管理職をはじめとする全ての教員に特別支援教育への理解を深めてもらうため、総合教育センターや特別支援学校専門アドバイザーと連携し、研修の充実を図った結果、令和元年度に実施した調査では95.8%の教員が特別支援教育に関する研修を受講しました。
- 平成30年度には、県立高等学校等において「生徒の気持ちに寄り添う群馬方式(サテライト方式)」として巡回型による「通級による指導」を開始しました。通級による指導を受ける生徒は年々増加しており、令和3年度末までの4年間で延べ187人の生徒が指導を受けています。こうした状況を踏まえ、県教育委員会では通級指導設置校及び拠点校の拡充を図ってきました。

高校通級在籍者数（群馬県）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
在籍者数	23人	36人	58人	70人

- 令和3年度に厚生労働省が実施した調査では、15歳から24歳までの完全失業率は10年前が8.2%であったものが、令和3年度は4.6%と減少しています。しかし、他の世代に比べて高い割合を示しています。

「課題」

- 令和3年度に文部科学省が実施した調査では、高等学校等における個別の教育支援計画の作成率は83.3%、個別の指導計画の作成率は75.6%（群馬県）と、小中学校等に比べ低い割合です。中学校等からの確実な引継ぎや情報共有の仕組みづくりが求められます。
- 通級による指導の対象者は、通級開始年度の23人（平成30年度末）から、70人（令和3年度末）に年々増加しています。生徒本人や保護者のニーズの高まりも見られることから、県内全ての地域で希望する生徒が通級による指導を受けることができるよう、更なる指導体制の整備が求められます。
- 発達障害等のある生徒の場合、障害受容や自己理解、対人関係等に課題を抱えることも多いことから、卒業後に就労や社会生活が送れるよう、就労支援などの適切なキャリア形成に向けた指導の充実が求められます。

（１） 特別な支援を必要とする生徒への指導・支援の充実【取組８】

① 障害に配慮した指導・支援の充実

- 特別な支援を必要とする生徒の理解や個に応じた指導・支援を充実するため、管理職を含む全ての教職員を対象とした研修を推進します。
- 管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会やケース会議を開催し、生徒の実態把握や指導の状況の評価など、PDCA サイクルを回して共通理解に基づいた指導・支援の充実を図ります。
- 県教育委員会が実施する「小・中学校、高等学校等サポート事業」で県立特別支援学校に配置した専門アドバイザーを活用した相談・支援や研修を積極的に推進します。

② キャリア教育の推進及び適切な進路選択の実現に向けた進路指導の充実

- 障害のある生徒一人一人が、将来の自立や社会参加に必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すことが重要です。そのため、生徒が学びを通じて、自分の得意なことや苦手なことなど、自己に対する理解を深めるとともに、生きがいを見出したり、困難に対処する方法を身に付けたりする取組を通じて自信を高める指導・支援に努めます。
- 障害のある生徒一人一人が、「自分らしい生き方」の実現に向け適切な進路選択ができるよう、高等学校等が実施するインターンシップやキャリア教育において、特別支援学校との連携を密にし、障害のある生徒の就労支援のノウハウや福祉制度の活用方法等に関する情報共有に努めます。
- 障害のある生徒の進路指導については、支援に関わる関係機関が、本人の障害特性や適性、将来の見通しや願い等について共有して支援に当たることが大切です。そのため、高等学校等では、個別の教育支援計画等を効果的に活用してハローワークや地域若者サポートステーション、特別支援学校等と連携し、適切な指導・支援に努めます。

（２） 「通級による指導」における指導・支援の充実【取組９】

① 「自立活動」の指導の充実

- 通級による指導担当者の専門性の向上を図るため、県教育委員会が実施する「高校通級担当者会議」や「オールぐんま通級研修」等への参加を呼びかけるとともに、県立特別支援学校における「自立活動の指導」のノウハウを取り入れた授業研究を推進します。
- 通級による指導の効果を高めるため、県教育委員会が作成した「通級による指導パッケージ」や「個別の指導計画」を活用し、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教員間の連携に努めます。

② 通級指導教室の機能強化・効率的な運営のための体制整備の推進

- 高等学校等における通級による指導を希望する生徒は年々増加していることから、県内全ての地域で希望する生徒が指導を受けることができるよう、通級指導設置校及び拠点校の拡充や通級による指導担当者の増員について検討するとともに、巡回指導の効果的・効率的な実施について研究します。
- 通級による指導担当者の専門性を高めるため、「高校通級担当者会議」や「オールぐんま通級研修」の更なる充実を図るとともに、各市町村教育委員会や特別支援学校と連携し、各地域において小・中学校の通級による指導担当者も参加する研修会を実施し、高等学校等における通級による指導担当者との連携を進めることにより、切れ目ない支援を実現します。
- 現在実施されている高等学校等における通級による指導は、県立学校が対象となっていますが、設置主体を限定しない高等学校等における通級による指導の実施について検討します。

③ 中学校の通級指導教室設置に向けた連携の推進

- 中学校への通級指導教室設置が進まない地域において、教育事務所や各市町村教育委員会と連携し、高等学校等における通級による指導をモデルとした巡回型の通級指導に関する研究に取り組み、中学校と高等学校等による連携強化や円滑な情報提供の仕組みを構築するとともに、中学校における自校通級¹¹の設置を支援します。

④ 在籍校と連携したキャリア教育の推進及び適切な進路選択の実現に向けた進路指導の充実

- 通級による指導担当者は、生徒の障害の状態や特性等を的確に把握し、自立活動の指導を通じて将来の社会自立に必要な知識や望ましい人間関係、自己肯定感を身に付けることができるよう、在籍校におけるキャリア教育の取組を踏まえ、学級担任と連携した指導の充実に努めます。
- 通級による指導担当者は、生徒や保護者から進路に関する相談を受けることが多くあります。卒業後の進路選択に係る相談では、生徒や保護者の思いに寄り添いつつ、通級による指導の状況を踏まえ、卒業までに身に付けるべき力や指導の見通しを共有するとともに、学級担任や進路指導主事等と役割分担し、相談・助言に努めます。

11. 在籍する学校に通級指導教室が設置され、その教室に通い指導を受ける形態のこと。

5. 特別支援学校における教育の充実 <施策の柱5>

現状と課題

「現状」

- 本県では、障害のある児童生徒が、小学部段階から高等部段階まで身近な地域で学ぶことができるよう、特別支援学校未設置地域の解消や高等部の整備を進めてきました。各学校は、障害種や地域及び学校の実情に応じた特色ある教育課程を編成し、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導・支援に努めています。
- 特別支援学校の幼児児童生徒数は年々増加してきましたが、令和2年度以降減少傾向が見られます。一方、重複障害や医療的ケア、強度行動障害等、障害の状態が重度で、継続した医療による治療や観察が必要な幼児児童生徒は増加しています。

肢体不自由特別支援学校における重複障害児童生徒の割合（群馬県）

重複障害 児童生徒の割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	80.5%	88.8%	90.3%

- 特別支援学校では、個別の指導計画を活用した指導や GIGA スクール構想で整備された1人1台端末及び障害の状態に応じた入出力支援装置等の ICT 機器を活用した実践研究に取り組むなど、個別最適な学びの充実に努めています。

「課題」

- これからの特別支援教育は、社会に開かれた教育課程の実現が求められています。そのため学校は、学校の教育目標や経営方針、教育課程の編成・実施等について、管理職をはじめとする全ての教職員が共通理解の下、保護者や地域の人々への理解・啓発に努めるとともに、連携・協働して特色ある学校づくりを進めることが大切です。
- 特別支援学校は、障害の種類や状態、将来の進路希望等多様化する教育的ニーズに応えるため、個別の指導計画を活用した個に応じた指導や ICT を効果的に活用した主体的、対話的で深い学びの充実に努めるとともに、経済的な自立に向けた企業や労働機関等と連携した職業教育の充実に取り組む必要があります。
- 特別支援学校は、共生社会の実現に向け、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共にふれあい、共に学ぶ交流及び共同学習を積極的に推進することが大切です。特に、特別支援学校に就学した後も、居住地の幼児児童生徒とのつながりを持ち続け、互いに認め合い尊重し合う機会である「居住地校交流」の拡充に努める必要があります。

（１） 社会に開かれた教育課程の実現【取組 10】

① 「準ずる教育課程」の教育内容・指導方法の充実

- 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校には、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領に準じた教育を行う教育課程（以下「準ずる教育課程」という。）を履修する児童生徒が在籍しています。準ずる教育課程の授業改善及び授業充実に向けて、県教育委員会義務教育課・高校教育課、総合教育センターとの連携や動画コンテンツ、学習教材等の積極的な活用を進めていきます。また、特別支援学校間の連携や学校訪問指導の充実を図ります。

② 「知的障害の教育課程」の教育内容・指導方法の充実

- 知的障害特別支援学校の教育課程は、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、教育内容を再編成し、指導形態で表すことができます。指導形態は、各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間及び自立活動（以下、「各教科等」。）を合わせて指導を行う場合と、各教科等のそれぞれの時間を設けて指導を行う場合があります。県教育委員会では、県立特別支援学校にモデル校を指定して、教育内容や指導方法等について研究を推進します。

③ 「自立活動を主とする教育課程」の教育内容・指導方法の充実

- 特別支援学校では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした自立活動が教育課程に位置付けられており、幼児児童生徒の障害の状態や特性を適切に把握し、自立活動の時間における指導と各教科等の指導との関連性を図るなど、学校の教育活動全体を通じ指導の充実を図る必要があります。また、指導に当たっては、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と、個別の教育支援計画や個別の指導計画を共有し、連携を図ることが大切です。県教育委員会では、自立活動を主とする教育課程を編成する県立特別支援学校をモデル校に指定して、教育内容や指導方法等について研究を推進します。

（２） 障害の種類や状態等に応じた指導・支援の充実【取組 11】

① 各障害種別（視・聴・知・肢・病）の特別支援学校における取組の充実

特別支援学校は、障害種ごとに積み上げてきた高い専門性に裏付けされた指導内容や指導方法の継承・発展に努めるとともに、GIGA スクール構想によって整備された 1 人 1 台端末や障害の状態に応じた入出力支援装置等の ICT を活用した個別最適な学びの充実を図るため、以下の取組を進めます。

ア 視覚障害教育

- 幼児児童生徒一人一人の視覚障害の状態や視覚機能の活用の仕方等、個々の実態を的確に把握し、個別の指導計画の作成と授業実践や評価等における活用を進めることにより、個に応じた指導の充実を図ります。

- 従来の触覚教材や拡大教材及び音声教材に加え、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末や視覚障害の状態に応じた入出力支援装置等の ICT を活用することで、幼児児童生徒が容易に情報を収集・整理できるようにするとともに、主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。
- 視覚障害特別支援学校の教員は、視覚障害教育に対する高い専門性はもとより、幼稚部から高等部専攻科まで幅広い年代への対応や重複障害のある幼児児童生徒への対応など、多様な教育的ニーズに対応することができる幅広い専門性を身に付けます。

イ 聴覚障害教育

- 幼児児童生徒一人一人の聴覚障害の状態や聴覚機能の活用の仕方等、個々の実態を的確に把握し、個別の指導計画の作成と授業実践や評価等における活用を進めることにより、個に応じた指導の充実を図ります。
- 授業をはじめとする学校生活全般において言語概念の形成を図り、発達段階に応じた思考力を育成するとともに、幼児児童生徒一人一人の聴覚障害の状態やニーズ等に応じて、手話を含む多様なコミュニケーション手段を活用し、的確な意思の相互伝達ができるよう指導の充実を図ります。
- 手話や音声、文字等のコミュニケーション手段に加え、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末や「UD トーク」、「ロイロノート」等のアプリケーションを活用することで、幼児児童生徒が容易に情報を収集・整理できるようにするとともに、主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。
- 聴覚障害特別支援学校の教員は、手話が言語であることを理解し、幼児児童生徒の聴覚障害の状態やニーズを踏まえ、授業をはじめとする教育活動全般において手話を使って指導ができるよう、ろう者を含む「コミュニケーションサポーター」と連携した研修等を通じて、手話技能の向上に努めます。

ウ 知的障害教育

- 知的障害のある児童生徒は、習得した知識や技能が偏ったり、断片的になりやすかったりすることがあるため、実際の生活に応用されにくい抽象的な指導内容よりは実際の・具体的な内容が習得されやすい傾向があることから、生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え実際の状況下で指導すること、できる限り成功体験を味わわせ自主的・自発的な活動を促すことなど、知的障害の特性に応じた指導方法を工夫し、指導・支援の充実に努めます。
- 自閉症のある児童生徒については、円滑に集団に適応していくことができるようにするため、基本的な生活習慣の確立、適切な意思の交換、円滑な人間関係を築く方法の獲得等、一人一人の特性に応じた指導目標や指導内容・指導方法を設定するとともに、活動の場の構造化や視覚情報の提供等、適切な配慮に努めます。

- 知的障害特別支援学校では、抽象的な事柄を視覚的に理解することや言葉によるコミュニケーションの代替手段として ICT を積極的に活用するなど、一人一人の教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実に努めます。

エ 肢体不自由教育

- 肢体不自由特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化が進んでいます。そのため、医療と連携した医療的ケアへの対応、児童生徒の健康状態の把握や身体の動きや意思の表出の読み取り等について、教員の知識や専門性向上を図り、一人一人の教育的ニーズに合わせて指導・支援を工夫する力の向上を図ります。
- 従来の児童生徒一人一人に対応した自作教材に加え、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末や肢体不自由障害の状態に応じた補助道具等（代替キーボード、キーガード、視線入力等の入出力支援装置等）の ICT を活用することで、児童生徒の表現活動や遠隔合同授業ができるようにするとともに、主体的・対話的で深い学びの充実に努めます。
- 肢体不自由特別支援学校では、座位の保持や起立・歩行に関する指導、日常生活動作に関する指導など、身体の動きの改善・向上を図るため、児童生徒個々の障害の状態や発達段階等を踏まえた指導内容を設定するとともに、自立活動専任教員や理学療法士等の外部専門家と協力するなど、一人一人に応じた指導・支援の充実に努めます。

オ 病弱教育

- 病気の種類や状態、治療方法等は一人一人異なり、病状や治療の予定も変化します。そのため病弱特別支援学校では、児童生徒の病状の変化や治療予定の変化等に弾力的に対応できるよう、医療との連携により日々更新される情報を入手するとともに、児童生徒の健康観察をきめ細かく行い、病状や体調の変化を見逃さず、児童生徒の気持ちに寄り添った指導・支援に努めます。
- 入院期間が短期化する中でも、「学習空白」を生じさせないため、児童生徒の学習や学校生活の様子について前籍校との円滑な引継ぎと、治療予定や治療方法等に関する医療との連絡・調整に努めます。
- 治療により学校へ登校して学習することが困難な場合であっても、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末や遠隔コミュニケーションロボット等の ICT を活用することにより、児童生徒が病室等にいたままオンラインやオンデマンド配信等で授業を受けることができるよう、病院内教室における Wi-Fi 環境の整備と教員の ICT の活用能力の向上に努めます。

② 個別の指導計画を活用した授業の充実

- 特別支援学校は、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援を実施するため、個別の指導計画と授業との関連を明確にした授業実践に取り組むなど、全ての幼児児童生徒に対し、個別の指導計画を活用した個別最適な学びを提供します。

- 個別の指導計画の作成・活用に当たっては、指導・支援にかかる学校の考え方や指導の実際について保護者に丁寧に説明し、意見交換することを通じて教育活動への関心を高めてもらうとともに、学校と保護者が計画に基づく個に応じた指導の実施・改善に協力して取り組みます。
 - 県教育委員会は、個別の指導計画を活用した指導の更なる充実を図るため、大学や国の研究機関等と連携・協力し、的確な実態把握のための検査の導入及び適切な実施、指導の改善を図るための適切な評価方法の工夫等について研究し、活用の手引き等を作成します。
- ③ キャリア教育の推進及び適切な進路選択の実現に向けた進路指導の充実**
- 特別支援学校は、幼稚部から高等部卒業までを見通して作成したキャリア教育にかかる指導計画の趣旨を踏まえ、発達に応じたキャリア段階ごとの指導の充実を図るとともに、各学部間の連携・協力を密にして、継続性と一貫性のあるキャリア教育に努めます。
 - 大学等への進学や就労、介護サービスの利用等、高等部卒業後の進路選択や児童生徒の障害の状態の変化等に伴う学びの場の変更に適切に対応するため、個別の教育支援計画や「キャリア・パスポート」等を効果的に活用し、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携・協力を努めます。
- ④ 地域における将来の自立と社会参加を目指す交流及び共同学習の充実**
- 共生社会の実現には、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、共にふれあい、共に学ぶ教育環境を整えることが重要です。コロナ禍で対面による「居住地校交流」の実施が難しい中であって、GIGA スクール構想で整備された1人1台端末や特別支援学校に整備した遠隔コミュニケーションロボット等を活用し、新しい形の交流及び共同学習の実践も進みました。こうした実践を広く周知し、対面とオンラインを活用したハイブリッド型の新たな取組を積極的に進めます。
 - 特別支援学校は、校長自らが地域の幼小中高校の校園長と連携を図り、交流及び共同学習の意義や必要性について理解・啓発に努めるとともに、学校全体で組織的・計画的に取り組めます。
 - 特別支援学校への就学が決まった場合でも、居住地の小中学校等で行う「居住地校交流」の意義や成果に関する事例等について保護者に説明し、特別支援学校就学後も、交流及び共同学習をとおして地域とのつながりを持ち続けられるようにします。
- ⑤ 就労実現を目指した職業教育の充実**
- 特別支援学校は、高等部生徒の卒業後の就労実現を目指し、地域や企業、労働機関等と連携し、1年次には生徒及び保護者に対し、働くことへの関心や意欲を高めるため、進路ガイダンスを実施します。また、働く力や態度を育てることを目的に特別支援学校高等部（高等特別支援学校を含む。）で実施されている作業学習等に県内企業の採用担当者を招き、授業参観や情報交換会等を実施する「企業採用担当者学校見学会」を積極的に開催し、企業の障害者雇用に対する理解を高めます。
 - 特別支援学校は、高等部卒業後の就労実現を目指した職業教育の充実を図るため、高

等特別支援学校を中心に、大学、企業、労働機関等と連携し、特色ある指導プログラムの研究・開発に取り組みます。

- 特別支援学校は、テレワーク体験実習やプログラミングなど ICT を活用した新たな職業教育や企業関係者と連携した授業実践、地域と連携した商業施設等へのアンテナショップの設置による販売体験など、これまでにない実践的な学びを通じ、就労実現につながる作業学習の在り方を研究します。
- 特別支援学校は、小中学校等の児童生徒や保護者、生徒が在籍する学校の教員に対し、特別支援学校高等部(高等特別支援学校を含む。)の職業教育の取組や一般就労の実績の他、福祉の専門家を招へいした福祉就労や生活介護等に関する法律や制度等に関する講演会を開催するなどし、一人一人のニーズに応じた進路選択の実現を支援するとともに、センター的機能を通じて幼小中高校へ知見やノウハウを提供します。

第3章 社会状況の変化に対応する特別支援教育の推進（基本施策Ⅱ）

現在我が国では、少子高齢化による産業構造の変化、スマートフォンや各種タブレット端末の普及、AI技術の向上等による急速なデジタル化の進展など、社会状況が大きく変化しています。こうした中であって、教育現場においては、児童生徒数の減少を見据えた新たな学校教育の在り方やGIGAスクール構想の進展により整備された1人1台端末を活用した主体的で対話的な深い学びの充実など、変化に対応した新たな取組が進められています。

また、情報技術社会の広がりや成年年齢の引き下げを受け、障害のある児童生徒にとっても、情報を適切に収集・処理することや発信に必要な正しい判断ができるための基本的な情報モラルに関する理解と行動が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大や地震・水害等の自然災害など、予測不可能な事象も身近に起きていることを真剣に捉え、児童生徒自身が自ら判断し、行動できる力の育成に学校・家庭・地域が連携して取り組む必要があります。

6 少子化、多様化する社会を見据えた特別支援学校の特色ある学校づくりの推進<施策の柱6>

- (1) 少子化、多様なニーズに応える特色ある教育活動の推進【取組12】
- (2) 地域や関係機関等との協働による学校運営支援体制の推進【取組13】
- (3) 県立特別支援学校の適切な規模・配置及び施設整備【取組14】
- (4) 生徒の減少と高等学校段階の障害のある生徒の進路の多様化を踏まえた特別支援学校と高等学校の学びの相互連携の推進【取組15】

7 県立特別支援学校における教育環境のデジタル化の推進<施策の柱7>

- (1) ICTを活用した指導・支援の充実【取組16】
- (2) デジタル化による校務の効率化の推進【取組17】

8 自立して主体的に生きるための力を育む教育の充実<施策の柱8>

- (1) 障害のある幼児児童生徒の健全育成の推進【取組18】
- (2) 障害のある幼児児童生徒の健康・安全教育の推進【取組19】

9 地域社会に参加する意欲と豊かな心を育むキャリア教育、交流及び共同学習、生涯学習へ向けた取組の推進<施策の柱9>

- (1) 地域における将来の自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実【取組20】
- (2) 互いに豊かな心を育み、多様性への理解を図る交流及び共同学習の推進【取組21】
- (3) 障害のある幼児児童生徒の生涯学習への意欲を高める教育の充実【取組22】

1. 少子化、多様化する社会を見据えた特別支援学校の特色ある

学校づくりの推進 <施策の柱6>

現状と課題

「現状」

- 内閣府が作成した「令和4年版 少子化社会対策白書」によると、日本の年少人口（0～14歳）の割合は、2000年には14.6%でしたが、2020年には11.8%に低下しています。今後は緩やかに減少しながら10%程度で推移していくものと見られています。
- 令和2年度の文部科学省が実施した調査によると、国の特別支援教育の対象となる児童生徒の在籍者数は581,482人、全体の児童生徒数に占める割合は令和元年度の調査結果と比べ3.05%と増加しています。特に、小中学校等における特別支援学級や通級による指導の対象者の増加が顕著です。

令和2年度 特別支援教育資料（文部科学省）

令和2年度在籍者 (全児童生徒に閉める割合)	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導	計
	144,823人 (0.99%)	302,474人 (2.06%)	134,185人 (0.91%)	581,482人

- 発達障害等のある幼児児童生徒本人及び保護者の教育的ニーズや悩み事は多様化、複雑化する傾向にあります。学校園では、校園内委員会やケース会議を開催して組織的な支援に取り組むとともに、特別支援学校の専門アドバイザーの相談・支援や研修等のセンター的機能を活用するなどして、指導・支援の充実に努めています。
- 平成29年にスタートしたコミュニティ・スクール制度を導入している特別支援学校は、令和3年度では全国で286校でした。本県では、幼稚園等、小学校、中学校の計61校園で導入されていますが、県立特別支援学校では導入されていません。

「課題」

- 地域に設置した特別支援学校の役割を継続して果たすとともに、少子化による幼児児童生徒数の減少を想定した特別支援学校の新たな在り方について検討する必要があります。
- 幼児児童生徒本人や保護者が抱える教育的ニーズや困難さが多様化・複雑化している現状を踏まえ、これまで以上に学校、家庭、医療等の関係機関が連携を密にして支援に取り組む必要があります。
- 特別支援学級、通級による指導の対象者の増加や教育的ニーズの多様化、少子化の進展等、特別支援教育を取り巻く現状を踏まえた、更なる支援体制の整備が求められます。
- 障害のある生徒の高等学校等への進学が増加する傾向にあり、生徒一人一人の障害の状態や特性に配慮した指導・支援の充実や卒業後の進路選択を見据えた将来の自立と社会参加に必要な力の育成が課題になっています。

(1) 少子化、多様なニーズに応える特色ある教育活動の推進

【取組 12】

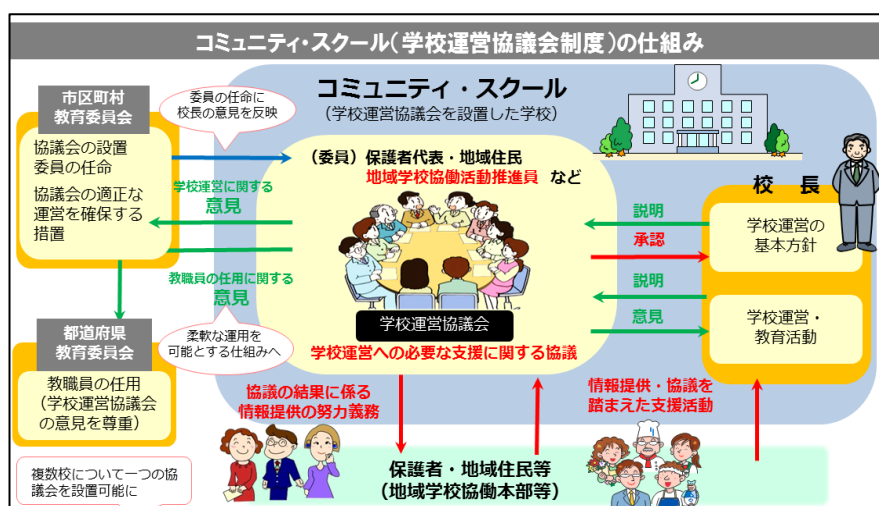
- ① **視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な相談・支援の充実**
 - 盲学校の視覚障害支援センター及び聾学校の聴覚障害支援センターは、県内の視覚・聴覚に障害のある幼児児童生徒の相談等に関する専門性を十分に発揮できるよう、教育相談及び情報発信など、相談の体制と機能のより一層の強化を図るとともに、外部専門家等を活用した巡回相談を継続して推進します。
 - 盲学校及び聾学校の乳幼児教育相談は、就学前の保護者の不安に対応する相談機能として、年々そのニーズが高まっています。早期の支援は幼児のその後の成長や保護者の不安の軽減に有効であることから、医療、福祉、保健等の関係機関との連携による総合的な支援体制の構築について研究を推進します。
- ② **複数の障害種に対応（総合化を含む）した特別支援学校に関する研究の推進**
 - 知的障害特別支援学校では、高等部が未整備の学校に高等部設置を進めたことにより、障害のある児童生徒が小学部から高等部まで身近な地域で学ぶ教育環境が整いました。一方で、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の単一障害の児童生徒については、該当する障害種の特別支援学校が県内に少ないことから、総合特別支援学校を含む複数の障害種に対応した特別支援学校について研究します。
- ③ **地域の特別支援教育を推進するためのセンター的機能の充実・強化**
 - 幼小中高校における特別支援教育の更なる推進を図るため、県立特別支援学校に配置している専門アドバイザーによる相談・支援や研修等の一層の充実に取り組むとともに、外部専門家や関係機関等を積極的に活用した支援体制の整備に努めます。
 - 特別支援教育を推進するためには、相談を受ける側（地域の幼小中高校）の特別支援教育への理解と校園内体制の整備が必要なことから、特別支援学校は、幼小中高校からの相談に応じたり、授業や研修を公開したりするなど、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を積極的に果たします。
- ④ **発達障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応える特別支援学校**
 - 県教育委員会では、特別支援学校において、学校教育法施行令に規定する障害に加え、発達障害を有する児童生徒が多く在籍していることや幼小中高校に対する特別支援教育のセンターとしての機能を果たす役割を担っていることを踏まえ、従来の障害種に対応した教育課程の編成・実施や指導方法等にとどまらない、社会状況の変化や教育的ニーズに応える新たな特別支援学校の在り方や仕組みについて研究します。

(2) 地域や関係機関等との協働による学校運営支援体制の推進

【取組 13】

① コミュニティ・スクール導入の推進

- 障害のある幼児児童生徒が、卒業後、社会参加しやすい地域社会を構築するためには、地域の中で障害のある幼児児童生徒も障害のない幼児児童生徒も共に育てる気運の醸成を高めることが大切です。そのため、県立特別支援学校の学校運営に保護者や地域住民が参画し、協力して学校を支援するコミュニティ・スクールの導入について、障害種や地域等の特別支援学校の実情等に応じた在り方について研究します。



「コミュニティ・スクールの仕組み」¹²

② 地域の人材・企業・施設等と連携・協力した特色ある取組の推進

- 県立特別支援学校は、地域とのつながりや社会参加の機会を一層広めるため、作業学習などの学校の特色ある教育活動を地域の人々や企業・施設等の関係者に公開し、共に製品作りに取り組んだり、地域の行事やボランティア団体の取組に参加したりする活動を積極的に進めます。

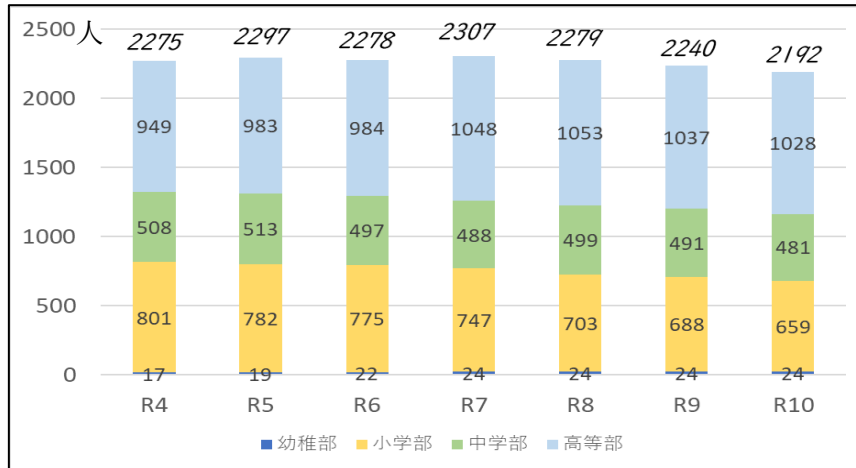
(3) 県立特別支援学校の適切な規模・配置及び施設整備【取組 14】

① 特別支援学校の適正な規模と配置

- 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数は、平成 23 年度からの 10 年間で 1.1 倍と増加しています。令和 3 年度に文部科学省が実施した公立特別支援学校における教室不足調査では、本県特別支援学校において 43 の教室不足が確認されました。県教育委員会では、児童生徒が増加し、教室不足が最も多い県立伊勢崎特別支援学校について、現在の敷地を拡張するとともに、教室不足解消や高等部の新設等を目的とした施設整備を進めます。

12. 平成 29 年 文部科学省 「コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)」

- 国のデータを参考とした将来推計では、少子化の進展により特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数も、地域ごとに差はあるものの、今後減少していくことが予想されます。自然減によって余裕教室が生じることが予想される学校については、在籍する幼児児童生徒の学習環境を保障しながら、特別支援学校のセンター的機能の強化による小中学校等や高等学校等との学びの相互連携や公的機関あるいは民間事業者と連携した施設の複合化も視野に入れた施設の有効活用等について研究します。



特別支援学校児童生徒数将来推計（～R10）
群馬県（特別支援教育課作成）

② 市立特別支援学校の県立移管

- 前橋市と高崎市が設置し運営する、障害のある義務教育段階の児童生徒を受け入れる市立特別支援学校に対し、引き続き運営費及び施設整備費の補助を行うとともに、県立特別支援学校との相互連携により教育の充実に努めます。
- 市立特別支援学校の県立移管に関する基本的な考えに基づき、設置市から県立移管の要望があった場合は、協議を行います。

③ 良好な学習環境構築のための施設整備の推進

- 平成 29 年 3 月に策定された群馬県立学校施設長寿命化計画に基づき、学校の状況を把握した上で良好な学習環境構築のために計画的な施設整備を進めます。なお、施設整備に当たっては令和 3 年 9 月に公布された特別支援学校設置基準を踏まえ、実施していきます。

④ 特別支援学校に通う児童生徒の通学対策

- 県立特別支援学校に在籍する自力通学が困難な児童生徒の通学支援や遠距離通学による児童生徒及び保護者の負担軽減のため、児童生徒の利用状況を把握しながら最適な運行経路やバス停の設定等、スクールバスの効率的な運行について検討します。
- 遠隔地から通学する児童生徒の教育を保障するとともに、通学負担を軽減するために設置した寄宿舎について、児童生徒や保護者のニーズを踏まえ、生活自立を学ぶ場などその役割や今後の在り方について検討します。

(4) 生徒の減少と高等学校段階の障害のある生徒の進路の多様化を踏まえた特別支援学校と高等学校等の学びの相互連携の推進
【取組 15】

① 特別支援学校と高等学校等の学びの相互連携についての研究の推進

- 高等学校等の余裕教室を活用して特別支援学校の分校又は分教室を設置し、それぞれの教育内容や指導方法のメリットを生かした学びの相互連携や日常的な交流及び共同学習に取り組む新たな学校の在り方について研究します。
- 専門学科を設置する高等学校と連携し、高等学校の専門科目と特別支援学校の作業学習等の特色ある学びの相互交流による職業教育を推進する新たな学校の在り方について研究します。

② 特別支援学校のノウハウを活かした高等学校等における特別な支援が必要な生徒の就労支援の推進

- 高等学校等に在籍する特別な支援を必要とする生徒の就労について、高等学校等と特別支援学校が連携し、特別支援学校が実施する「企業採用担当者学校見学会」や産業現場等における実習（以下「現場実習」という。）等の職業自立推進に関するノウハウを取り入れ、障害特性と仕事内容のマッチングを図ったり、就労に必要な情報を共有したりすることにより、一人一人のニーズに応じた就労実現を支援します。

2. 県立特別支援学校における教育環境のデジタル化の推進

<施策の柱7>

現状と課題

「現状」

- 特別支援学校では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、従来から ICT を活用した授業に取り組んできました。令和2年度以降の GIGA スクール構想の進展により小中学部では1人1台端末が整備され、タブレット端末や障害の状態に応じた入出力支援装置等の ICT を活用した授業が全ての学校で展開されています。
- デジタル技術は特別な支援を必要とする幼児児童生徒にとって、学びの充実や生活の質の向上など、身近な存在となっており、今後更なる広がりが予想されます。タブレット端末等を使用して SNS 等を利用する幼児児童生徒が増えるなど、教育を含む日常生活全般でデジタル化が進展しています。
- 特別支援学校では、成績管理や教材作成など校務のデジタル化が進んでいます。多くの業務はパソコンを使用して処理され、「クラウド」を活用した情報共有ができるようになるなど、働き方を見直す観点からも更なる充実が期待されます。

「課題」

- 特別支援学校では、多くの教員がタブレット端末等の ICT を活用して授業を行っていますが、作成した資料や画像・動画等の提示に使用する場面が多く、活用が限定的な状況が見られます。障害による困難さを補う手段や学習進度などに応じた活用など個別最適な学びの実現に向けた教材作成や指導を提供する必要があります。
- 日常生活や学習場面で ICT を活用する児童生徒は増え、学びの充実や生活の質の向上につながっています。一方で、スマートフォン等を使用した SNS の利用から、いじめなどのトラブルに巻き込まれるリスクも考えられます。このことから、情報モラルを身に付け、多くの情報の中から必要な情報を収集・処理し、適切に活用する力である情報リテラシーを育成することが重要となります。
- 県立特別支援学校には、統合型校務支援システムが導入されていないため、各校が独自のシステムを構築し校務処理等を行っています。そのため、学校間のデータ連携等が難しく、また、人事異動するたびに、新しい学校のシステムの仕組みを覚え、手続に慣れる必要があります。

(1) ICT を活用した指導・支援の充実【取組 16】

① ICT を活用した個別最適な指導・支援の充実

- 特別支援学校は、幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じたデジタル教科書や教材等の使用や、入出力支援装置等による ICT の活用を図るなど、学習への意欲や興味・関心を高め、主体的・対話的で深い学びを実現します。
- ICT の活用のための手引きの作成、指導事例の紹介、教員を対象とした研修の実施など、教員の指導力向上を図り、授業における ICT 活用の促進を支援します。
- 病弱教育等における「準ずる教育課程」での児童生徒の学習機会の確保や授業の充実のため、高等学校等や大学等と連携した ICT を活用した遠隔授業について研究します。

② 将来の自立と社会参加を見据えた情報教育の充実

- 特別支援学校は、情報を選択したり、活用したりするための基礎的な能力、情報の発信及び受信や情報セキュリティに係る基本的なルールを身に付けられるよう、情報リテラシー教育を推進します。
- 特別支援学校においてもプログラミング教育を取り入れることで、コンピュータ等を活用して身近な問題を解決したり、卒業後の進路先でも活用し生活の質を向上させたりすることを視野に、よりよい社会を築こうとする態度を育成します。
- 企業や関係機関と連携し、ICT を活用した職業教育の充実を図るとともに、現場実習に関するデータベースを構築し学校と企業が共有することで学校と企業間の相互連携を深め、生徒の障害特性の理解や支援方法の充実に努めます。

(2) デジタル化による校務の効率化の推進【取組 17】

① 統合型校務支援システムの導入等デジタル化による業務の効率化の推進

- 統合型校務支援システムの導入により校務のデジタル化を推進し、効率的な校務処理を可能にすることで、教員の業務時間を削減するなど働き方改革を進めます。
- これまでは、学校ごとにシステムや校務処理等の進め方が異なっていたため、人事異動に伴って、新たにシステムの使い方や学校の手順を覚える必要がありました。そのため、全ての県立特別支援学校でシステムを統一することにより、引継ぎや業務に慣れるまでの負担の軽減を図ります。
- 統合型校務支援システムの導入に合わせ、個別の教育支援計画や個別の指導計画等の様式を統一することにより、校内はもとより、特別支援学校を中心とした学びの場における情報の共有や引継ぎなど、幼児児童生徒の転学等に伴う事務を軽減します。

3. 自立して主体的に生きるための力を育む教育の充実

<施策の柱8>

現状と課題

「現状」

- 令和3年度に文部科学省が実施した問題行動等実態調査では、本県の特別支援学校における問題行動の件数は年間で236件（延べ255人）となっており、暴力や器物損壊等、障害特性による感情や行動のコントロールの難しさに起因する事例が多い傾向にあります。
- コロナ禍以降、希死念慮のある児童生徒については、令和2年度に8件、令和3年度に14件、学校から報告を受けています。
- 累計30日以上登校していない不登校児童生徒は、令和3年度には107人報告されています。
- 成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、高等部在学中に選挙に参加できるようになりました。また、保護者の承諾なしに商品購入等の契約もできるようになることから、トラブルに巻き込まれる可能性があり、注意が必要です。
- 県立特別支援学校では、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しています。

医療的ケアを必要とする特別支援学校児童生徒数（群馬県）

	平成19年度	令和3年度
医療的ケアを必要とする特別支援学校児童生徒数	39人	93人

- 群馬県警察本部のデータによると、本県高校生の交通事故発生件数は、平成30年度の858件をピークに減少傾向にあります。また、「自転車の安全利用促進委員会」の調査によると、令和3年度の1万人当たりの事故件数は全国ワースト1位でした。

「課題」

- 問題行動の背景にある感情や行動のコントロールに関する指導の充実や伝えたいことを伝えられるようにするコミュニケーション指導の充実が求められています。
- 学校における希死念慮、自殺未遂等を食い止めるため、自死予防に関する指導・支援の充実が求められています。
- 不登校児童生徒が安心できる居場所を確保し、主体的に進路を選択できるよう指導・支援の充実が求められています。
- 主権者や消費者の意識や具体的なスキルを在学中から高めることが重要です。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、安全かつ適切な実施体制の整備が求められます。

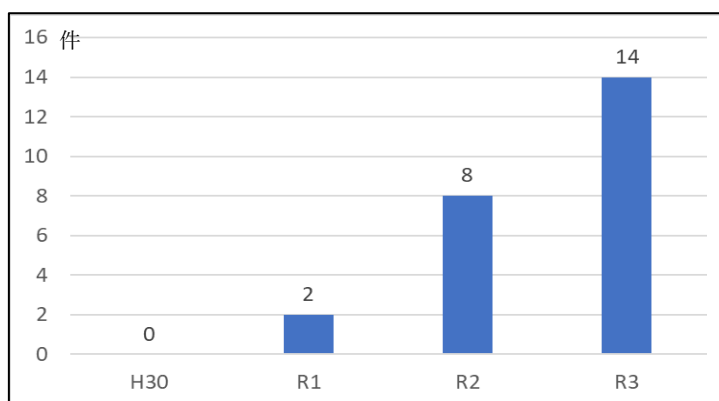
(1) 障害のある幼児児童生徒の健全育成の推進【取組 18】

① 障害のある幼児児童生徒の生徒指導の充実

- 令和元年度から令和3年度までの3年間に実施した県立特別支援学校における問題行動等の調査によると、最も多い問題行動は他者への暴力であり、次いで器物損壊でした。このような問題行動の背景の一つとして、強度行動障害等の状態にある幼児児童生徒が少なからず在籍していることが挙げられます。県教育委員会では強度行動障害等の二次障害について教職員が正しく理解し、適切な関わり方や必要な指導・支援ができるよう独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園との共同研究を推進します。
- 外部専門家や総合教育センターと連携し、コミュニケーションや人間関係の形成に課題を抱えている幼児児童生徒に対する指導に特化した研修を充実させます。
- 幼児児童生徒が希死念慮を抱くことを予防するため、群馬県教育委員会が作成した「自殺の危険が高まった生徒への危機介入マニュアル」に基づいた対応を全ての教員がとることができるよう研修の充実を図ります。
- 幼児児童生徒が、それぞれの実態に応じて命の大切さや社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるため、「SOSの出し方教育」の充実に努めます。

令和3年度 群馬県立特別支援学校における問題行動数（群馬県）

種別	1学期		2学期		3学期		計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
1 対教師暴力（管理下）	34	34	24	24	18	18	76	76
2 器物損壊（管理下）	12	12	18	18	8	8	38	38
3 生徒間暴力（管理下）	42	46	17	18	12	13	71	77
4 対人暴力（管理外）	0	0	6	6	1	1	7	7
5 不純異性交遊	1	2	2	4	3	5	6	11
6 金品の盗み	1	1	2	2	1	1	4	4
7 対人暴力（管理下）	0	0	2	2	0	0	2	2
その他（加害）	5	6	5	6	8	14	18	26



希死念慮のある児童生徒報告件数（群馬県）

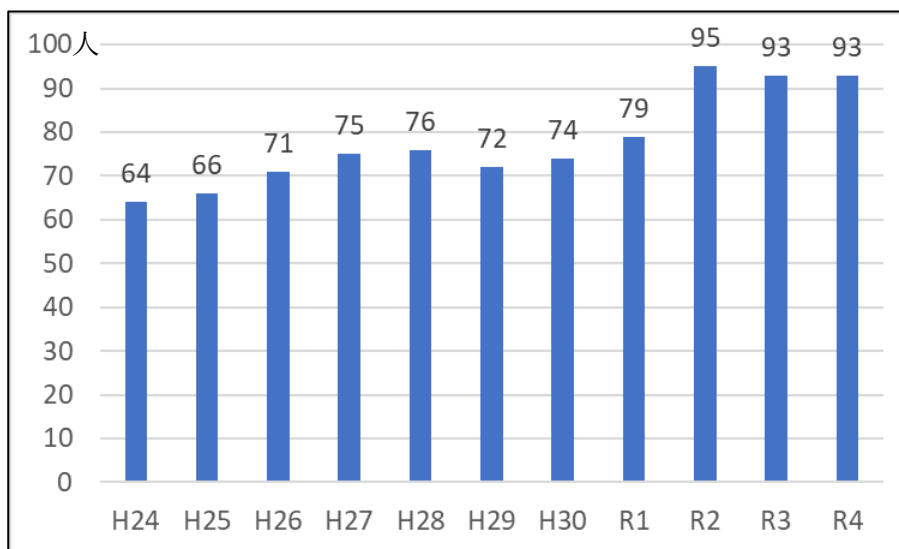
② 将来の自立や社会参加を見据えた主権者教育・消費者教育の充実

- 成年年齢の引下げにより、生徒は高等部在籍中に成年年齢を迎えることから、在学中の主権者教育や消費者教育がより重要になります。そのため、群馬県選挙管理委員会が主催する選挙出前授業や群馬県議会事務局が主催する「GACHi 高校生×県議会議員」等を活用し、選挙権や個人情報保護等、社会の仕組みに関する教育の充実に努めます。
- 契約やインターネット決済等について正しい理解と行動を学ぶため、群馬県生活ども部消費生活課が令和3年度に作成した「ぐんま版消費者教育教材（特別支援学校高等部向け）」を活用した授業づくりに取り組むとともに、研修プログラムや情報共有のためのポータルサイトの作成等について検討します。

(2) 障害のある幼児児童生徒の健康・安全教育の推進【取組 19】

① 障害のある幼児児童生徒の健康教育の充実（新しい生活様式への対応を含む）

- 令和3年度に病弱特別支援学校に転入した児童生徒 127 人の内、肥満や拒食症など、食に関する疾病により転入した児童生徒の延べ人数は、29 人（22.8%）でした。健康を維持していくために必要な食や運動については授業として扱うだけでなく、日常的に意識して取り組むことができるよう、栄養職員を中心に医療機関と連携した研究に取り組みます。
- 県立特別支援学校で医療的ケアを受けている児童生徒の数は、10 年前の平成 24 年度には 64 人でしたが、令和 4 年度には 93 人と、約 1.5 倍に増えています。令和 3 年 6 月に国会で成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、関係機関と連携し、児童生徒本人及び保護者への支援の充実に努めます。



医療的ケアを受けている児童生徒数の推移（群馬県）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「マスクの適切な着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など、新しい生活様式が定着してきました。これらは、その他の感染症対策としても有効なことから、健康で安全な生活を送るための取組として、意識の向上を図り、正しい知識のもと、自ら判断・実行できる力を身に付ける指導に努めます。

② 障害のある幼児児童生徒を守る安全教育・安全管理の充実

- 特別支援学校では、自転車による死亡事故や重大事故を防ぐため、ヘルメットの着用を推進するとともに、事故予測や事故の多い場所の情報共有などのほか、自転車以外の通学方法の推進も含めた有効な安全教育を推進していきます。
- 近年、地震、大雨、水害等による大規模な自然災害が増えてきているため、幼児児童生徒の障害の状況等に配慮し、様々な状況を想定した避難訓練を実施するなどし、幼児児童生徒が自らの生命と安全を守る意識と行動力を高めるとともに、市町村、学校と地域が連携した避難計画の策定及び実施ができるよう関係機関と協力し支援に努めます。
- 児童生徒がスクールバスを利用する機会を振り返り、安全な乗車の仕方、乗車中における緊急対応、場面の切り替わりにおける児童生徒の人数確認の在り方など、安全管理の徹底に努めます。
- 学校安全計画に生活安全、災害安全、交通安全、新たな危機事象等について、幼児児童生徒への安全教育や職員研修などの安全管理を適切に位置づけ、警察や消防など関係機関と連携を図り、学校安全に関する組織的取組を推進します。

4. 地域社会に参加する意欲と豊かな心を育むキャリア教育、交流及び共同学習、生涯学習へ向けた取組の推進 <施策の柱9>

現状と課題

「現状」

- 全ての特別支援学校では、キャリア教育全体計画を作成し、小・中学部段階からの継続したキャリア教育や高等部における職業教育の充実に努めています。また、進路指導については、職業自立推進事業を中心として他の関係機関や他の部局と連携した就労支援の強化に努めてきた結果、令和2年度の高等部卒業生のうち、一般就労（事業所への就労）希望者の就労率（実現率）は94.6%を実現しました。また、高等部卒業生における一般就労率についても全国平均20.8%に対し23.6%でした。
- 交流及び共同学習については、特に「居住地校交流」に重点を置き推進してきました。コロナ禍ではありましたが、オンラインでの実施を工夫するなど、令和3年度は特別支援学校小学部で26.8%、中学部で14.8%の児童生徒が実施しました。

「課題」

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での交流の機会は大きく減りましたが、各特別支援学校においては、これまで積み重ねてきた実践を基に、オンライン形式での交流等、形態を工夫した取組も行われました。今後はこうした新しい取組を含め、「居住地校交流」を中心とした交流及び共同学習の更なる理解促進及び内容の充実を図る必要があります。
- 進路指導、就労支援については、職業自立推進事業を中心として、地域の産業動向、雇用状況等を踏まえながら、一人一人に合った就労の実現に向けて、職業教育の一層の充実を図っていく必要があります。
- 特別支援学校高等部生徒の働く意欲や知識・技能等を多くの企業関係者に知ってもらうため、作業学習に関する各学校の発信力を高めるとともに、新しい時代の作業学習を目指した作業学習製品のブランド化と製品の更なる質の向上に努める必要があります。

(1) 地域における将来の自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実 【取組 20】

- ① 障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指すキャリア教育の充実
 - 一人一人の障害の状態や発達段階等に合わせてキャリア発達を促すために、個別の教育支援計画や個別の指導計画の更なる充実を目指すとともに、これらに関わる「キャリア・パスポート」の効果的な活用等について研究を進めます。
 - 作業学習においては、地域の状況等を踏まえた新たな作業種の開発、地域とのつながりを意識した作業製品の販売や販売場所の充実等をとおしてブランド化を推進し、特別支援学校高等部生徒の取組を広く発信します。
 - 更なる就労実現に向けて、各校で行われている就業体験実習の実績をデータベース化し情報を共有することや、生徒一人一人に合った就労先の選定や就労機会の拡大に向けた支援及び研修等を進めます。

(2) 互いに豊かな心を育み、多様性への理解を図る交流及び共同学習の推進【取組 21】

- ① 交流及び共同学習の充実
 - 共生社会の実現に向けて、交流及び共同学習の意義や効果等について、各学校や市町村教育委員会に対し情報提供を行うなど、引き続き理解・啓発を図ります。
 - 障害のある幼児児童生徒が在籍する特別支援学校と居住地の幼小中高校及び教育委員会が連携し、障害のある幼児児童生徒が地域社会の構成員であることを理解し、互いに尊重し合いながら学び合う「居住地校交流」を積極的に推進することを通じ、全ての幼児児童生徒の豊かな心を育みます。
- ② 特別支援学校幼児児童生徒の副次的な籍の導入を含む研究の推進
 - 「居住地校交流」を積極的に進めるに当たり、特別支援学校幼児児童生徒が在学中及び卒業後も地域とのつながりを維持・継続できるようにするため、居住地の幼小中高校の理解・啓発を深める情報発信を一層強化するとともに、特別支援学校の幼児児童生徒が居住地の幼小中高校に副次的な籍を置くことについて研究を推進します。

(3) 障害のある幼児児童生徒の生涯学習への意欲を高める教育の充実

【取組 22】

① 文化・芸術への意欲を高める教育の充実

- 特別支援学校は、多様な文化芸術活動を幅広く体験できるように、芸術系教科や総合的な学習（探究）の時間において地域のサークルや大学等と連携し、鑑賞・体験機会の提供など、障害のある幼児児童生徒の文化・芸術活動の充実を図ります。
- 特別支援学校は、文化・芸術に関する科目を学校設定科目に設置するなど、障害のある幼児児童生徒が好きなことや興味のあることに夢中になって取り組み、個性と能力を発揮できる環境づくりを進めます。
- 県教育委員会は、特別支援学校や音楽・美術等の専門家と連携し、障害のある幼児児童生徒の文化・芸術活動を推進します。

② 障害者スポーツへの意欲を高める教育の充実

- スポーツに取り組む意欲を高めるため、各学校が群馬県立ふれあいスポーツプラザと連携し、障害者スポーツの知識や技能及び競技の機会の充実を図り、障害のある幼児児童生徒が目標をもってスポーツに親しめる環境の整備に努めます。
- 特別支援学校は、競技としての障害者スポーツの充実を学校設定教科として取り入れ、将来パラアスリートを目指すような生徒の競技力を向上させ、全国大会や国際大会で活躍できる選手育成を研究します。

③ eスポーツへの理解や関心を高める教育の推進

- 病弱や肢体不自由特別支援学校の児童生徒の体育、自立活動におけるeスポーツの取り組み方について研究を進めます。
- eスポーツについて、余暇活動だけではなく、外国語、コミュニケーション、情報リテラシー、メンタルトレーニングなど、eスポーツをとおした様々な学びの機会を提供する学校設定教科について研究するとともに、競技機会の充実を図り、障害のある幼児児童生徒が意欲的・主体的に活動できる環境を整えます。
- 障害の有無にかかわらず挑戦できるeスポーツの取組を通じ、障害のある幼児児童生徒の社会参加を促進します。

④ 学校教育卒業後の学びへの円滑な移行に係る関係機関、団体等との連携の推進

- 学校での教育に「生涯学習」を適切に位置づけるとともに、学校卒業後の障害当事者が、主体的に学び交流し、自らの個性や得意分野を生かした社会参加ができるよう、地域の企業や大学、NPO等の関係機関、団体等と連携して、地域における多様な学びや活動の場づくりを促進していきます。

第4章 特別支援教育を推進する支援体制の整備（基本施策Ⅲ）

障害のある幼児児童生徒が、生涯にわたり自立し社会参加するためには、教育・医療・福祉・保健・労働等の関係機関が、個別の教育支援計画等の幼児児童生徒の支援に係る情報を、就学前から幼小中高校の移行段階において適切に引き継ぐなど、切れ目ない連携が不可欠です。

県教育委員会では、特別支援教育総合推進事業において、5つの教育事務所ごとに、「エリア別連携会議」を実施し、教育・医療・福祉・保健・労働等の関係者が集まり、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援に係る情報の共有や支援体制に関する協議を行うとともに、就学先決定に関する考え方や手続等について共通理解を図っています。

また、理学療法士や臨床心理士等の専門家の派遣や医療的ケア等継続的な医療の支援が必要な幼児児童生徒を支援するための仕組みや取組等を検証する「群馬県教育・医療等連携推進協議会」の開催など、教育・医療・福祉・保健等の関係機関との連携に努め、学校園における特別支援教育の充実を支援しています。

10 関係機関、専門家等との連携強化による切れ目ない支援体制の充実

<施策の柱 10>

- (1) 医療、福祉、保健、労働等の関係機関との切れ目ない連携による相談・支援体制の充実【取組 23】
- (2) 早期からの専門家を活用した相談・支援体制の充実【取組 24】
- (3) 幼小中高校への専門家による支援体制の充実【取組 25】
- (4) 特別支援学校への専門家による支援体制の充実【取組 26】
- (5) 学校園における円滑な学びの場の接続の推進【取組 27】

11 専門性の高い人材の確保と育成<施策の柱 11>

- (1) 質の高い人材の確保と育成【取組 28】
- (2) 専門性向上に向けた研修等の充実【取組 29】

1. 関係機関、専門家等との連携強化による切れ目ない支援体制

の充実 <施策の柱 10>

現状と課題

「現状」

- 平成 22 年度・23 年度に文部科学省の委託事業として体制整備に取り組んだ「グランドモデル地域」（2 市 4 町）では、特別な支援が必要な幼児児童生徒について、関係機関が支援内容を共有し、継続して支援していくための「相談支援ファイル」を作成し、現在もその活用を進めています。しかし、県内の他の市町村への広がりは見られない状況です。
- 学校園では、「特別支援教育エリアサポート事業」による県立特別支援学校の専門アドバイザーを活用した相談・支援や研修等の実施を通じ、特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成が進みつつあります。
- 群馬県発達障害者支援センターや群馬県総合教育センター等の公的機関以外にも、発達障害等を抱える本人やその保護者が相談できる関係機関が少しずつ増えています。

「課題」

- 「相談支援ファイル」の作成や活用が、モデル事業で取り組んだ 2 市 4 町にとどまっており、改めて成果について周知するとともに、成果を踏まえた県共通版「相談支援ファイル」の作成について検討する必要があります。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成は進んできましたが、進学や転学など、障害のある幼児児童生徒が学びの場を移った際、作成された計画が十分に引き継がれていない状況が見られることから、引継ぎの仕組みづくりが求められます。
- 発達障害等、特別な支援が必要な本人やその保護者が、進学や就労の悩みを相談する際、どこに相談すればよいか迷う事例がみられます。相談機関に関する情報を一元化するなど、幼児児童生徒や保護者への情報提供に努める必要があります。

(1) 医療、福祉、保健、労働等の関係機関との切れ目ない連携による 相談・支援体制の充実【取組 23】

① 就学前からの関係機関との連携による相談・支援体制の充実

- 乳幼児から学齢期、成人に至るまで地域で切れ目ない支援が受けられるよう、「相談支援ファイル」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等を活用し、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関相互の連携を図ります。
- 幼稚園等での指導・支援や就学前及び就学後の継続した相談・支援の充実を図るため、特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、各市町村教育委員会や市町村の福祉・保健部局と連携し、支援に関わる関係者による協議会や研修会を開催するなど、地域の相談・支援体制の強化を支援します。
- 障害のある幼児児童生徒の相談・支援に当たっては、保護者の思いに寄り添った丁寧な相談を心がけ、日頃からこども発達支援センターや支援にかかわる放課後等デイサービスなど地域のリソースと連携するとともに、定期相談やケース会議など必要に応じて開催するなど、本人及び保護者を支える取組を推進します。
- 地域ごとの関係者の連携協力体制を強化する一つの機会として特別支援教育センター（総合教育センター内）が行う「障害児相談担当者連絡会」を充実させ、必要な情報交換を行い、支援に係る共通理解と連携の強化を図ります。
- 学びの場の連続性と切れ目ない支援を確保するためには、「幼保こ小連携」、「小中連携」、「中高連携」を一層強化する必要があることから、市町村教育委員会等と連携し、全ての幼小中高校の校園長等の管理職へ、個別の教育支援計画等の引継ぎや円滑な学びの場の接続を実施している地域の幼小中高校の取組を紹介し、切れ目ない支援の実現を支援します。

② 障害のある幼児児童生徒の就学先決定に係る教育支援の充実

- 幼児児童生徒や保護者が正しい情報を把握した上で就学先の検討が行われるよう、市町村教育委員会は、就学相談において小中学校等や特別支援学校で受けられる教育内容、支援体制、就学先決定の手続、基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容、就学後の学びの場の変更等の情報提供を行い、幼児児童生徒や保護者と合意形成を図ります。
- 各市町村において障害のある幼児児童生徒の就学先決定に係る適切な教育支援が行われるよう、県内全ての市町村教育委員会の教育支援担当者が集まる「教育支援に係る推進会議」や各教育事務所が実施する「エリア別連携会議」等において、教育支援等に関する国の動向や就学先決定の基本的な考え方、手続等について丁寧に説明するとともに、事例の紹介や研究協議等を通じて情報の共有を進めることで、教育支援担当者の専門性の向上を図ります。

③ 学校教育卒業後の社会自立・生活自立に向けた円滑な移行のための支援の充実

- 特別支援学校は、児童生徒の発達段階等に配慮しながら、小学部から高等部まで一貫したキャリア教育を進め、個々の障害の状況や進路希望に応じた進路指導及び職業教育

の充実を図ります。

- 特別支援学校は、児童生徒が「キャリア・パスポート」を活用し、自ら学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることで、主体的に学びに向かう力を育むことができるようキャリア教育の充実に努めるとともに、「個別の教育支援計画」との関連付けを図り、関係機関との連携に生かすなど、将来の自立や社会参加につなげます。
- 特別支援学校は、進路指導を中心とした組織的な対応に努め、学校教育卒業後の自立に向けた移行支援会議を「ハローワーク」や「障害者就業・生活支援センター」、「相談支援事業所」等と連携して開催するなど、就労から福祉サービスの利用まで卒業後の幅広い進路希望に応じた適切な指導・支援を行います。

④ 職業自立を目指す高等部生徒への就労支援の実現

- 高等部を設置する特別支援学校(高等特別支援学校を含む。)は、配置した就労支援員と進路指導主事が連携し、企業への理解・啓発、現場実習先の開拓及び雇用先の確保、生徒の障害の状況や特性と仕事のマッチングを図るなど、高等部生徒の就労支援の充実に努めます。また、特別支援学校を卒業した生徒が職場に定着し、安定して働き続けられるよう卒業生とその家族、企業関係者からの相談に丁寧に対応するなど卒業生定着支援の充実を図ります。
- 高等部を設置する特別支援学校(高等特別支援学校を含む。)は、県教育委員会や県労働政策課、県農業構造政策課等と連携し、農福連携や公的機関への高等部卒業生の就労促進に努めるとともに、在学中の企業と連携したテレワーク実習やロジスティックス実習などの新たな社会のニーズを踏まえた実習の導入を進めるなど、就労支援の充実に努めます。
- 高等部を設置する特別支援学校(高等特別支援学校を含む。)は、高等部生徒の「アビリンピック(障害者技能競技大会)」への積極的な参加を促し、働く意欲や知識・技能の向上を図るとともに、大会を通じて生徒の取組を発信し、企業の理解・啓発につなげます。

(2) 早期からの専門家を活用した相談・支援体制の充実【取組 24】

① 「相談支援ファイル」や「個別の教育支援計画」を活用した専門家による早期からの支援の充実

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒については、関係者による早期からの連携が大切です。そのため、県教育委員会では、保護者や幼児期から支援に関わってきた関係機関と協力して「個別の教育支援計画」を作成・活用し、情報共有に努めるとともに、必要に応じて臨床心理士や理学療法士等の専門家を交えたケース会議の開催等を推進するなど、専門家を活用した支援体制の整備に努めます。
- 「相談支援ファイル」は、乳幼児期から就学前までの特別な支援が必要な幼児児童生徒の支援の経過や関係機関に関する情報が蓄積されており、連携を円滑にするための有効なツールです。モデル事業を通じて相談支援ファイルを作成した2市4町では、現在

も教育や保健機関における活用が進められています。こうしたツールの活用について広く市町村に周知し、県教育委員会が参考となる共通様式や活用方法等を提示するなど、市町村による作成の推進を支援します。

② 障害のある幼児児童生徒を養育する保護者への相談・支援の充実

- 医療、福祉、保健等と特別支援学校の専門アドバイザーの連携を強化し、教育と支援に関わる関係機関が情報を共有するとともに、障害理解や就学等に係る情報を発信したり、県立特別支援学校の学校公開を通じて相談に応じたりするなど、障害のある幼児児童生徒とその保護者への支援を図ります。
- 市町村のこども発達支援センター等や県総合教育センターの来所相談・電話相談について、県内の幼稚園等や県・市町村教育委員会、特別支援学校等が WEB に掲載するなど、子育てに関する情報や障害のある幼児児童生徒について相談ができる関係機関等の情報提供に努めます。

(3) 幼小中高校への専門家による支援体制の充実【取組 25】

① 特別支援学校のセンター的機能の活用による校園内支援体制の充実

- 校園内の支援体制の充実を図るため、教育事務所に配置した特別支援教育専門相談員や特別支援学校の専門アドバイザーによる相談・支援をより迅速に活用することができるよう、派遣方法や手続きのデジタル化や簡素化等について検討します。
- 特別支援教育課や総合教育センター、特別支援学校等が連携して、教職員を対象としたオンラインやオンデマンド配信等による特別支援教育に関する校園内研修プログラムの研究開発に取り組みます。

② 個別の教育支援計画を活用した専門家との連携による適切な支援の推進

- 県教育委員会が実施する「小・中学校、高等学校等サポート」や外部専門家派遣事業等、専門アドバイザーや理学療法士等の外部専門家が連携して幼小中高校を支援する取組について、現場の教職員の手元に情報が届いていない状況があることから、改めて校園長が集まる会議や特別支援教育課が開催する幼小中高校の教員を対象とした研修会等を通じて周知を図り、専門家等を活用した校園内支援体制の充実を支援します。
- 特別支援教育課が推奨している「60分ケース会議」において個別の教育支援計画を活用した会議の進め方などを具体的に紹介した動画を作成し、オンデマンド等で配信することで、活用の意義や効果等について、特別支援教育に携わる全ての教員に周知し、理解を深めます。
- 幼児児童生徒の心の問題や置かれている環境の問題に働きかける人材として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱える幼児児童生徒の課題解決を図ります。
- 医療機関との連携は、校園内の支援体制づくりに欠かせません。対象となる幼児児童生徒が医療機関を受診する際は保護者の了解の下教職員も同席するなどし、医療機関から情報を得るとともに、その情報を校園内委員会などで共有し、指導・支援に生かすよ

う努めます。

（４） 特別支援学校への専門家による支援体制の充実【取組 26】

① 専門家を活用した自立活動の指導の充実

- 特別支援学校は、障害の重度・重複化が進んでおり、障害の状態や配慮等について全ての教職員がより専門的な知見や対応方法を身に付ける必要があります。そのため、理学療法士等の外部専門家と連携し、幼児児童生徒の実態把握、個別の指導計画の作成、教材・教具の工夫、実際の授業や評価などについて助言を受け、自立活動の指導に活かす取組を学校全体で進めます。
- 特別支援学校は、専門家を活用する場面について、特別支援学校間で連絡会議を持つたり、複数校が合同で研修会を開催したりするなど、各校の教育内容や指導方法、教材・教具等に関する情報をお互いに共有し、特別支援学校の教員の自立活動に関する専門性の向上に努めます。

② 看護師と教員の協働による安全・適正な医療的ケア実施体制の充実

- 「群馬県立学校医療的ケア支援事業」に継続して取り組み、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な幼児児童生徒が在籍する県立学校の教員等を対象に、医師、看護師、理学療法士等の専門職と連携した研修等を計画的に実施することで、安全かつ適正な指導・支援の実施に必要な基礎的知識や技能の習得を支援します。
- 医療的ケアの実施に当たっては、医療的ケアに関する各種研修や実際の医療的ケアの場面を通じて、看護師と教員等が互いの専門性を生かした他職種との連携の必要性に関する理解を高める必要があります。そのため、校内安全委員会での情報共有や看護師と教員による合同の研修の実施を通じて、日常的に意思疎通が図りやすい状況を創出するなど、安全かつ適正な医療的ケア実施体制の充実に努めます。
- 医療的ケアの実施校や対象者の増加に伴い、医療的ケアに携わる教員等や看護師も増えるとともに、医療的ケアの内容が多様化するなど、医療的ケア実施の意義や仕組み、実施に至る手続等について改めて全体で共通理解する必要があります。そのため県教育委員会では、「医療的ケア実施ガイドライン」を策定し、県立学校における安全かつ適正な医療的ケア実施に努めるとともに、各市町村教育委員会へも周知し、近年広がりを見せる幼小中高校における医療的ケアを支援します。
- 医療的ケアに当たる看護師の安定的な確保のため、従来連携してきた群馬県看護協会や県内総合病院に加え、新たに訪問看護ステーションや大学等の看護師養成機関等へも学校における医療的ケアの現状等について情報提供し連携の幅を広げるなど、引き続き看護師人材の確保に努めます。

③ 強度行動障害の状態にある児童生徒への理解と適切な指導・支援の充実

- 知的障害特別支援学校を中心に、強度行動障害の状態にある児童生徒の理解や対応が大きな課題になっています。そのため、県教育委員会では、療育の分野で先行的な取組を進め成果を上げている独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園と連携

し、強度行動障害に関する理解と指導方法等に関する共同研究に取り組みます。

- 共同研究は、モデル校を中心に「強度行動障害教育支援リーダーの養成」、「教育支援プログラムの作成」、「ICTを活用した教育と福祉の情報共有」の3つの柱で研究を進め、その成果については県内全ての幼小中高校に普及します。

（５） 学校園における円滑な学びの場の接続の推進【取組 27】

① 個別の教育支援計画を活用した学びの場の連携の推進

- 障害のある幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」については、特別支援学級及び通級における指導では作成が義務化されたことから、今後は幼小中高校で作成された「個別の教育支援計画」が、幼児児童生徒の進学先や就職（就労）先に確実に引き継がれるよう効果的な仕組みづくりに努めます。
- 「個別の教育支援計画」の引継ぎに当たっては、データの引継ぎだけで終わらず、関係者が一堂に会して、支援や学びの内容について直接確認し合うことで、より共通理解が図りやすくなることから、各市町村教育委員会と連携し、校園長が集まる会議や研修会等を通じて、学びの場の円滑な接続の効果的な実施について更なる周知に努めます。

② 特別支援学校における高等部入学者選抜の見直し

- 県立特別支援学校高等部入学者選抜については、受験生やその保護者にとってわかりやすく、手続きがしやすい制度となるよう、「ぐんま電子申請受付システム」を利用した入学願書の作成について検討します。
- 高等部入学者選抜に挑戦する中学校（特別支援学校中学部）の生徒が、自分の将来と関連付けながら、自分の目標にあった学校を選択できるよう、進路指導の充実に努めます。

2. 専門性の高い人材の確保と育成 <施策の柱 11>

現状と課題

「現状」

- 特別支援教育の理念にもあるように、特別支援教育は全ての学校園で推進するものです。そのため、校種を問わず、全ての教員に障害の特性等に関する理解と障害等に応じた指導方法を工夫できる力を育成するため、各種協議会や研修会を開催しています。
- 令和3年度に文部科学省が実施した調査によると、本県の公立特別支援学校における当該障害種の免許状保有率は76.1%、自立教科等の免許状保有率（当該障害種）は0.6%、全体として76.8%となっており、取得率は向上していますが、全国平均86.5%を下回っています。

公立特別支援学校における当該障害種の免許状保有率（群馬県）

	平成28年度	令和3年度
当該障害種の 免許保有率	66.9%	76.8%

「課題」

- 引き続き特別支援教育に携わる多くの教員が特別支援学校教諭免許状を取得できるように、免許法認定講習の受講の促進を図る必要があります。
- 特別支援学級に限らず、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒の豊かな学びを保障するためには、全ての教員に対して、障害のある幼児児童生徒に対応可能な特別支援教育に関する基礎的知識や指導に係る専門性を高めていくため、研修の充実を図る必要があります。

（１） 質の高い人材の確保と育成【取組 28】

① 大学等の教員養成機関と連携した質の高い人材の育成

- 大学と連携し、学生ボランティアや介護等体験、医療系学生の体験研修等を県内の特別支援学校等で積極的に受け入れ、特別支援学校教諭免許状の取得及び特別支援学校教諭を目指す学生の増加を目指していきます。
- 県教育委員会から群馬大学教職大学院への人材派遣や群馬大学と群馬県教育委員会との連携に係る協議会における連携事業を通じて、特別支援教育に携わる教職員の専門性向上に努めます。

② 特別支援教育推進のための教員採用等の在り方に関する研究の推進

- 障害のある幼児児童生徒に分かりやすい授業を実施するとともに、実践の積み重ねによって特別支援教育の充実が図られるようにするため、県立特別支援学校と小・中学校及び高等学校等との人事交流を進め、特別支援教育推進の核となる人材の育成を図ります。
- 教員採用試験においては、特別支援学校教員枠で採用を継続し、専門的知識のある人材の確保に努めます。
- 特別支援学級及び通級による指導を担当する教員についても、専門性の高い教員の確保及び研修等の実施による人材の育成に努めます。

③ 特別支援学校教諭免許状取得率の向上

- 特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学校の教員に対しては、免許状取得のための認定講習の機会を確保し受講を勧めるなど、特別支援学校に勤務する全ての教員が特別支援学校教諭免許状を保有できるよう環境づくりに努めます。
- 特別支援学校への交流人事を希望する小・中学校及び高等学校等の教員に対する特別支援学校教諭免許状取得に向けた取組を推進していきます。
- 特別支援学級や通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭免許状の取得を促進するため、市町村教育委員会を通じて認定講習等に関する情報提供に努めます。

（２） 専門性向上に向けた研修の充実【取組 29】

① 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導を担当する教員の専門性向上に向けた研修の充実

- 県立特別支援学校をモデル校に指定して自立活動に関する研究に取り組み、教員の専門性の向上を図るとともに、授業実践や理学療法士や作業療法士等の外部専門家を招へいた研修会等を関係者に公開するなど、研究の成果の普及に努めます。
- 「オールぐんま通級研修」をとおして、小学校から高等学校までの通級による指導担当者が一堂に会して事例研究や情報共有することで、通級による指導を核とした学校種を超えた特別支援教育のネットワークを構築し、指導・支援の充実を図ります。
- 総合教育センターや特別支援学校と連携し、これまでに実施してきた各研修における

講義等をオンデマンド配信し、各自の課題に関連した講義動画をより多くの教職員が視聴できるようにするなど、現場の教職員が参加しやすい研修方法の充実を図ります。

② 学校の管理職を対象とした特別支援教育の視点を取り入れた学校運営への理解や指導等に関する研修の充実

- 総合教育センターや特別支援教育課は、特別支援学校や特別支援学級設置校の学校運営を経験した校長等を講師とした管理職対象の研修会を開催するなどして、各校管理職の特別支援教育に係る理解促進を図ります。

校種別校長の特別支援教育に関わる教職経験¹³

	通級による指導での教職経験有	特別支援学級での教職経験有	特別支援学校での教職経験有	特別支援学校等での教職経験無
小学校	4.7%	23.1%	9.6%	70.6%
中学校	1.9%	19.0%	6.5%	75.4%
義務教育学校	0.0%	17.6%	5.9%	82.4%

③ 特別支援教育支援員等への特別支援教育に対する理解、支援方法等の研修の充実

- 小中学校等の特別支援教育支援員について、特別支援教育の理念や障害特性に応じた支援方法、教員との連携等に関する具体的な事例を取り上げた研修を、経験年数やニーズに応じて実施します。
- 県立特別支援学校に配置している介助職員について、児童生徒の理解や障害特性に応じた支援方法、授業におけるチームティーチングに関する具体的な事例を取り上げた研修を、経験年数やニーズに応じて実施します。

④ 全ての教員に対する特別支援教育への理解や指導力の向上に資する研修の充実

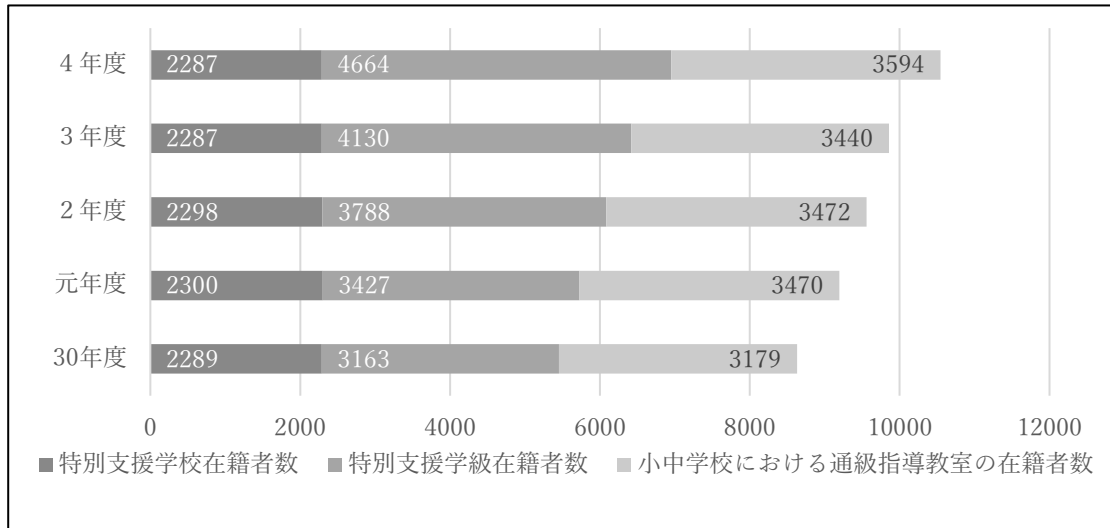
- 初任者研修、経験者研修等の法定研修に加え、特別支援教育コーディネーターや教育相談担当者、生徒指導担当者を対象とした職種別、経験年数別の研修の充実に努めます。
- 特別支援教育に関連する内容を扱った研修について、期間を設定してオンデマンド配信することで、県内全ての教員が特別支援教育に関する研修を受講できるようにします。

13. 令和4年 全国特別支援学級・通級指導教室設置校長協会 全国特別支援学級・通級指導教室設置校長協会調査

第5章 特別支援教育への理解促進 (基本施策Ⅳ)

群馬県の特別支援学校（国公立）の児童生徒数は、この5年間でほぼ変わりはありませんが、公立小中学校等の特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒数は、平成30年度と令和4年度を比較するとそれぞれ約1.5倍、約1.2倍に増加しています。こうした背景には、個に応じた指導・支援を行う特別支援教育に対する保護者の理解や地域で学びたいという教育的ニーズの高まりがあると考えられます。今後も特別支援教育の対象となる幼児児童生徒は増加することが予想されることから、学校園における支援体制を整備することはもちろん、学校や地域において障害のある幼児児童生徒を受け入れ、共に学び、共に支え合う環境づくりが求められます。

群馬県では、第2期群馬県教育大綱の施策の方向性において「学校園において、障害の有無や性の在り方、国籍・文化の違い等にかかわらず、互いに認め合いながら学び合える教育活動を推進し、『違い』が新たな価値であることを認め合える人材を育成します。」と示しています。こうした考え方が当たり前になる社会を育てていくことが共生社会の実現につながるものと考えており、そのためには、多くの県民が特別支援教育に対する理解を深めていく取組が必要です。



特別支援学校・特別支援学級の在籍者及び小・中学校
における通級による指導を受けている人数（群馬県）

12 共生社会の実現に向けた特別支援教育への理解促進＜施策の柱12＞

- (1) 障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加への理解の促進【取組30】
- (2) 障害者差別解消法や群馬県手話言語条例を踏まえた取組の充実【取組31】

1. 共生社会の実現に向けた特別支援教育への理解促進

<施策の柱 12>

現状と課題

「現状」

- 共生社会の推進については、平成 19 年 4 月「特別支援教育の推進」（文部科学省通知）、平成 25 年 9 月「学校教育法施行令の一部改正」（文部科学省通知）、令和 3 年 1 月「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（文部科学省）において示され、実現に向けて全ての学校園において特別支援教育を推進することが求められています。
- 平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法により、行政機関や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務づけられ、その理解・啓発の促進が求められています。
- 特別支援学校文化連盟を中心に、毎年度「ハートフルアート展（群馬県特別支援学校児童生徒作品展）」が開催され、多くの県民の方々に来場いただき、作品を通じて障害のある幼児児童生徒の頑張る姿や豊かな感性を感じていただく機会となっています。

ハートフルアート展の入場者数（群馬県）

入場者数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2・3 年度
	3,403 名	3,735 名	Web 開催

- 平成 27 年 4 月に施行された「群馬県手話言語条例」について、ろう者とろう者以外の者が共生する社会の実現や学校における手話の普及等を目指すこととしています。

「課題」

- 共生社会の実現には、特別支援学校の幼児児童生徒に限らない、より多様な人々が参加し共に活動する取組が求められます。
- 関係部局、市町村教育委員会、関係機関や団体、保護者等との連携を図り、障害のある幼児児童生徒や特別支援教育に対する理解・啓発のための広報や啓発事業に取り組む必要があります。
- 障害者差別解消法の趣旨や適切な合理的配慮の提供に関する合意形成に向けた手続き等について、全ての教職員が理解し、共生社会の実現に向け協力し合う環境づくりが大切です。
- 群馬県手話言語条例の趣旨を踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての学校において手話の普及と啓発に取り組む必要があります。

(1) 障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加への理解の促進

【取組 30】

- ① 障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加に係る県民の理解の促進（ハートフルアート展等）
 - 毎年度開催する「ハートフルアート展」について、従来の特別支援学校の幼児児童生徒の作品だけではなく、障害の有無にかかわらず多様な人たちも参加する形式での作品展の在り方を工夫するなど、より多くの県民に関心を持ってもらうことにより、多様性を認め合う社会の醸成に努めます。
 - 「ハートフルアート展」の開催に併せ、特別支援学校の作業学習製品の販売等を行うことで、特別支援学校の特色ある教育活動を多くの県民に知っていただき、応援いただくことを通じて、更なる取組の充実を図ります。
 - 芸術面において特に優れた才能を有する幼児児童生徒については、専門家から助言を受けたり、文化・芸術分野の大学生との交流等で、共に作品を制作したりする機会を設け、才能の更なる伸長や可能性を広げます。
- ② 企業、労働関係機関等への理解の促進（ぐんまグッジョブフェア等）
 - 県産業経済部労働政策課と県教育委員会が合同で開催する「ぐんまグッジョブフェア」を継続開催し、多くの県民が、特別支援学校生徒の活躍する姿にふれることにより、障害者とともに働くことを考える機会とするとともに、特別支援教育に対する関心を高め、多様性を認める社会の実現を図ります。
 - 特別支援学校高等部生徒が日々の学校生活で培った就労に係る資質・能力を発表する場として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が主催する「ぐんまアビリンピック」が毎年度開催されます。県教育委員会では、こうした機会を広げ、企業関係者や県民に生徒の力や可能性を知っていただく必要があると考えており、「ぐんまグッジョブフェア」等を活用するなど新たな機会の創出に努めます。
 - 特別支援学校高等部生徒が製作する作業製品について「統一ロゴマーク」を設定し、群馬県立特別支援学校作業製品のブランド化を図るとともに、水準の高い作業製品を提供することで、企業関係者や県民に向け県内の特別支援学校作業学習等の理解・啓発に努めます。
- ③ 特別支援学校等の教育活動等の積極的な発信
 - 特別支援学校における学校公開や学習発表会等は、在籍する幼児児童生徒等にとっても日頃の学習の成果を披露する貴重な機会です。今後も公開による開催や Web による開催など工夫しながら特色ある教育活動の発信に努めます。
- ④ 学校園等の公的機関や企業等における障害者雇用の促進
 - 県教育委員会では、公立学校及び県教育委員会事務局における「チャレンジ雇用」や県総合教育センター及び県生涯学習センターにおける障害者就労支援のための「ハートフル・スクール・サポートステーション」の設置等を通じて、障害者の雇用促進を図る

とともに、その成果を広く発信することで企業関係者や県民に向け、障害者の就労についての理解・啓発に努めます。

- 特別支援学校高等部生徒の現場実習や就労後の職場における勤務等で実施されている生徒の障害特性に応じた業務内容の切り出しや指導・支援の方法等について情報をデータベース化し、学校や企業等の関係者が共有・連携するとともに、特別支援学校等と企業の連携やノウハウに関する成果や情報を、高等学校等とも積極的に共有することで、高等学校等に在籍する発達障害等のある生徒の就労支援に活かします。
- 特別支援学校や高等学校等といった校種を超えた就労支援に関する連携・協力の取組について、特別支援学校が実施する卒業生就労定着支援やセンター的機能を通じて企業の関係者へ積極的に発信し、障害者雇用に対する企業等のより一層の理解促進に努めます。

(2) 障害者差別解消法や群馬県手話言語条例を踏まえた取組の充実

【取組 31】

① 合理的配慮の提供に関する理解と適切な対応

- 障害者差別解消法の趣旨や適切な合理的配慮の提供に関する合意形成に向けた手続き等について、全ての教職員が正しく理解するよう各種会議や研修会等を通じて周知を図ります。
- 障害のある幼児児童生徒が必要な合理的配慮を受けられるよう、校園長のリーダーシップの下、校園内委員会の開催や実態把握等支援体制の充実を図るとともに、その内容を、個別の教育支援計画等に明記します。また、合意形成後も、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に見直します。
- 合理的配慮の提供に当たっては、幼児児童生徒や保護者が見通しを持てるよう、十分な情報を丁寧に提供するとともに、学習や生活における不安や願い、意見等を十分に聞き取り、個別に具体的な対応を検討します。

② 乳幼児期からの手話の教育環境の充実

- 乳幼児期からの手話の教育環境の充実を図るために、聾学校乳幼児教育相談において、手話を用いた親子の豊かなコミュニケーション及びことばの発達に関する支援や、手話に関する相談及び情報提供に努めます。
- 聾学校では、幼児児童生徒一人一人の障害の状況や発達段階等を踏まえ、手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いて各教科等を学んだり、自立活動において手話を学んだりする指導の充実を図ります。
- 「コミュニケーションサポーター」による学校の教育活動への手話の活用や教員の手話技術の向上を支援するため、県教育委員会、群馬県聴覚障害者連盟、群馬大学等が連携し研修の充実を図ります。

③ ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援の充実

- ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援の充実を図るた

め、聾学校は PTA と協力し、「コミュニケーションサポーター」を活用し、ろう児同士やろう者を含む保護者同士で、日常的に円滑なコミュニケーションを図れるよう、手話について学んだり、相談したりできる機会の設定に努めます。

- 聾学校では、聴覚障害支援センターを中心に、「きこえやことば」に関する相談・支援の推進や、手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助を行います。

④ 手話の普及

- 障害者の権利に関する条約、障害者基本法、群馬県手話言語条例等の趣旨を踏まえ、手話は言語であり、誰しものが自ら選択したコミュニケーション手段により、情報を受け取り、意思を表現し、意見を表明できるよう理解・啓発に努めます。
- 言語としての手話の普及を図るとともに、聞こえに障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会が確保されるとともに、障害があることによつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う共生社会の実現に努めます。

⑤ 聾学校等における手話の教育環境の充実

- ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実を図ります。
- 手話に通じた教員の確保や、手話に関する技術の向上などの様々な教育課題に対応できる教員としての専門性を高めるため、当事者団体や群馬大学等と連携して「教員レベルアップ研修」の更なる充実に努めます。

第3期群馬県特別支援教育推進計画

令和5年3月発行

群馬県教育委員会事務局特別支援教育課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

T E L 027-226-4656

E-mail kitokubetsu@pref.gunma.lg.jp
